

平成13年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成13年9月7日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
3番	村中政昭	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
10番	西谷剛周	11番	萬里川美代子
12番	中川靖広	13番	喜多郁子
14番	浅井正八	15番	木田守彦
16番	吉川勝義		

---

1, 欠席議員 (1名)

9番 松村健一

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助長	役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長		栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長		西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長		池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長		植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長		中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長		西田哲也

環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男
都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、会議は成立いたします。なお、松村議員から欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番(山本直子君) おはようございます。

議長のお許しをただいまいただきましたので、通告の順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、「保育所の入所定員の考え方について」をお尋ねをさせていただきたいと思っております。

最近、保育所の入所希望者が増加をしているように思われるわけですが、現在の入所定員は、たつた保育園で120名、あわ保育園で150名でございます。まず、現状の入所の実態を伺いたいと思っております。

○議長(小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 9月1日現在でお答えをさせていただきます。

たつた保育園では、今議員も申されましたように、定数は120名、そのうち117名の入所の児童がございます。そして、あわ保育園では、150名の定員に対しまして148名の入所児童がございます。

○議長(小野隆雄君) 4番、山本議員。

○4番(山本直子君) ただいま入所の実態について教えていただきました。しばらく前でもございましたが、待機者があるという状況について聞いていたわけでもございますが、現在待機者の状況はないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長(小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 今、議員が申されましたように、そのようにご理解をいただいて結構だと存じます。

○議長(小野隆雄君) 4番、山本議員。

○4番(山本直子君) 現在は、待機者はいらっしゃらないということで確認をしたいと

と思いますが、では、例えばあわ保育園を保護者の方が希望をされておって、そこに入れない状況があったたつた保育園に行かれていますというようなケース、あるいはその反対のケースということがあるというふうに聞き及んでおりますが、そういった実態について把握はされておられるでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員も申されてますような状況につきまして、もしあわ保育園で入所を希望される方がおいでになりまして、ただその受け入れをさせていただきます年齢の入所のところによりましてオーバーがしておる場合につきましては、できればたつたのほうで定員の余裕があれば、そちらのほうへ回っていただくような形でのお話もさせていただいているというような状況で、我々としても保護者の方にもさせていただいているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） そういう状況があるというふうに理解をさせていただきましたが、少し考え方について聞かせていただきたいと思いますが、現在の入所定数の120名と150名という人数について、将来的にこの入所定員でいこうというふうに考えておられるのか、若干そこらのところはどうこうとも考えていかなければいけないというふうに思っておられるのか、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員もご承知をいただいておりますように、保育所の定員につきましては、児童福祉法の第45条の規定によりまして制定をされました児童福祉施設最低基準というのがございます。その第32条によりまして、保育所の設置基準というのが定められております。町といたしまして、これに基づきまして保育所の設置条例というのを制定をさせていただきまして、定員というのを定めさせていただいております。

そして、現有施設をそのままいきますと、当然入所者1人当たりの面積等が規定がされておりますので、そういう形からいきますと、今の施設自体でこの定員枠を変更していくということは、少し数字的には不可能かも知れませんが、入所を希望される児童数によりまして、その定数を変えずに年齢のところでも多少なりともそういう保育室の部屋等を変更することによって枠が少しはふえてくる可能性があるかも知れませんので、そういうような対応で今現在させていただきたいとも考えておりますし、今

までもそのような形で対応をさせていただいたということでご理解をいただきたいと  
思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 定数を変えずに対応をしてきたし、これからもそういう考えであ  
るというふうに理解をいたしました。その場合、大体年齢にもよると思うんですが、  
どのぐらいの幅があるというふうに理解をしたらいいのか、教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 幅と申しますか、それよりも年度当初でしたら、申し込  
みの時点でどれだけの入所の方のご希望があるかというのを実態把握としてはつかめま  
すので、それにつきまして、年齢に応じたそういう形の部屋の保育室の変更等も可能な  
わけですが、年度途中であれば、そういう形のものにつきましても、最初に入所を  
していただいている部屋を、保育室を変えていくというのはちょっと不可能になります  
ので、その辺だけはちょっとご理解をいただきたいと思っておりますけれども、一応枠的に、  
幅的にどれぐらいの幅で持つかということにつきましては、ちょっと数字的にはお示し  
はできないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 年度当初であれば保育室を変更するなりして対応が可能やけれど  
も、年度途中の入所を希望されている場合はそうならへんということやと思うんですけ  
れども、そうすると、年度途中での保育所の入所希望があれば、これはそしたら待機児  
童というふうになってくるわけですね。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 基準にもございますように、年度途中で定数よりも25  
%超えて受け入れをしても構わないという基準もございます。そういう形では運営はさ  
せていただいておりますので、その範囲内の中であれば、一応私どもとしても受け入れ  
はしていくということで考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） その状況は、未満児保育についても同じだというふうに理解して  
もよろしいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員が申されるとおりでございますけれども、先ほ

ど少しお答えが説明不足になっている分もちょっと補足をさせていただきますけども、25%の割り増しも可能であると申し上げておりますけれども、一応保育士、そして設備等がそういう基準をオーバーするとなれば、当然25%の範囲であっても受け入れがちょっと不可能になるということを、私お答えするのを不足をしておりましたので、その辺をつけ加えさせていただきますまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 未満児さんも、どうですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 未満児の児童に対しましても対象ということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） すみません、それではもう1点だけお伺いをさせていただきたいと思えます。

町の広報のこれは9月号でありますがお知らせ欄のところに、平成14年度の保育園の入園申し込み受け付けのニュースを載せていただいています。こここのところの、入所定員のところにただし書きが書かれているわけですが、「ただし、定員を超えた場合は、必要性の高い児童から入園となります」というふうに2行のただし書きを入れているわけですが、このただし書きはどのように理解をすればいいのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 入所に際しましての町として運用基準というのを持っております。その中で、いろいろ家庭の状況等で区分をさせていただいております。その中で、家庭外労働をされている方とか家庭内労働をされている家庭とか、父または母がおられない家庭とか、いろいろもろもろのそういう家庭状況等を勘案する中で、総合点をはじき出す中でそういう形での点数度の高い方から優先に入所をさせていただくというように考えているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 総合点をはじき出す中で必要性の高い児童からの入園というふうに今説明を聞かせていただいたんですが、そうすると、順番といいますか、待機順ではないというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） その中で、待機をされておられる方が1人であれば、その1人の方が当然もし入所可能な人数としてお1人の方が入っていただけるとなれば、そういう形で入っていただくこととなりますけれども、我々といたしましては、そういう形でいろいろな諸条件等を勘案させていただく中で、待機をされている方の中でも、そういう形ではさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 斑鳩町の場合もそうではありますが、先ほどから部長のほうでご答弁をいただいておりますように、児童福祉法の規定を受けて、「保育に欠ける乳児または幼児を保育をするために」というふうに決められていると思います。また、斑鳩町保育の実施に関する条例の中で、第2条の各号の状況の中で該当すると認められる場合に保育をするというふうに私は理解しているわけですが、このただし書きというのは、そうすると、それを越えてただし書きがあって、そして待機者が仮にお1人ではない場合は、総合的な判断から待機順ではなく判断をされて入園が決まっていくというふうに、そんなふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どもいたしましては、そのような形では考えておりません。ただ、それぞれの待機をされている方の事情等もございますので、その辺も、この基準表どおりに当てはめて運用をしていくかどうかにつきましては、そのときそのときの判断をさせていただかなければならないのではないかなとは考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） そうすると、その必要性の高い児童からの入園となるというときの判断の基準というのは先ほど教えてもらったのでわかったんですが、それはどなたがどういう形で判断をされるのか、教えてください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 福祉課のほうでその基準表をもとにいたしましての総合的に判断をさせていただくということでございました。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただし書きの考え方について、今説明を受けたことにつきまして

は理解をさせていただきました。ただし、私の考えであります、必要性の高い児童からの入園となるということについては、私は必ずしも今現在の立場で否定をする立場ではありません。ただ、いろんな状況が考えられるなあというふうに思うので、そのあたりは、その保育所に入所を希望されている方々はどなたも、そういう意味で言えば保育に欠けるという状況には間違いがないわけで、そのあたりで優劣をつけていって、総合点をつけていって、待機順ではなくその総合点の高いところからの入園となるということについては、若干ストンと落ちないところがあるということについて、意見として申し上げておきたい、こんなふうに思います。

今現在、さまざまな議論がされている中で、例えば私どもの斑鳩町でも、幼稚園と保育所との一元化の問題が検討をされようというふうなところ合になってきている。また、今社会的な問題であります子どもたちへの虐待の問題とかもあって、私は閉ざされた人間関係の中で、社会がより母親に対してよいお母さんであることを求めていくという社会的な状況の中で、非常にしんどい子育てがそれぞれの中で行われているという状況が、この間非常に明らかになってきたというふうに思っています。それは、個々の家庭の問題だけに、それはあなたの子育ての問題やと、あなたの子育てが悪いからやというふうに言うということについては、これらの問題というのは決して解決をしていかない。

私は、そういう意味から言っても、子どもさんたちが社会的な集団の中で保育をされる、あるいは教育をされるということについては、とてもいい状況であるというふうに思っています。そういう意味から考えれば、そこのご家庭が保育に欠けるという、そのことについても、若干広義の意味で理解をしていかなければならない時代にそろそろ入ってきているのではないかなというふうに思っています。そういう意味で言えば、必要性の高い児童からの入園となるということについては、私自身はなかなかその辺は慎重な運用が必要になってくるのではないかなというふうに思うということについて申し上げて、この問題については終えていきたいというふうに思っています。

次、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

「学校基本調査について」という形でタイトルを挙げさせていただいておりますが、これは私のほうの認識の間違いでございまして、きのうの同僚議員さんの一般質問の中にもあったかというふうに思いますが、平成12年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査実施ということにかかわっての質問というふうに理解をしていた



だいて一般質問にお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、まずはおわびをしながら質問に入りたいというふうに思います。

昨日の同僚議員さんの質問と若干重複する部分もあろうかと思いますが、まずその調査の内容について、調査概要について教えていただきたいと思います。そして、その調査概要の中で、昨日と重複しない形で、重複するものは割愛をさせていただいて構いませんが、そうでない部分につきまして、その結果について、特に斑鳩町の結果についても教えていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童生徒の問題等についての調査のことでお尋ねいただいております。今も質問者もおっしゃっていただいておりますように、昨日もお答えさせていただいておりますので、重複する部分あるかと思いますが、お許しをいただきたいというふうに思っています。

この調査につきましては、文部科学省が実施いたしております、12年度の状況につきまして調査をされています。その調査に小中学校から報告をいたしているわけですが、その報告を受け、県教委に報告いたしました内容をご説明申し上げたいと思っております。

まず、校内暴力の発生状況でございますけれども、小学校では発生はいたしておりません。中学校では16件ございます。その内訳といたしまして、対教師暴力が7件、生徒間暴力が2件、学校関係者外への対人暴力が3件、器物損壊が4件となっています。

次に、いじめの発生状況でございますが、小学校では1件発生いたしております、そのいじめの発見のきっかけは、保護者からの訴えとなっております。いじめの形態といたしましては、仲間外れでございました。なお、このいじめにつきましては、現在は指導あるいは保護者等いろいろ協議する中で解消はいたしております。

中学校では、3件発生いたしております、その発見のきっかけは、スクールカウンセラー、あるいは保護者、あるいは本人からの申し出によりまして確認をし指導をしているところでございます。そのうちのスクールカウンセラーからの情報によりましてものが1件ございました。いじめられた生徒からの訴えによるものが2件となっています。いじめの形態としては、いわゆる冷かし、からかいといいますが、そういうものとか、あるいは持ち物を隠したり仲間はずれにしたり、あるいは集団による無視等がございました。これらのいじめにつきましては、今申し上げましたように、指導の中で解消をい

たしているところでございます。

次に、不登校の状況でございます。不登校につきましては、年間30日以上を調査させていただいております。その中で小学校では5人ございます。不登校のきっかけでございますが、不登校のきっかけと不登校状態が継続している理由といたしましては、学業の不振からくる不安など情緒的混乱を理由としているものが1人、家庭内の不和からの非行あるいは遊びを原因とする者が3人、家庭の不和からの無気力を原因とする者1人となっております。学校での指導の結果、登校できるようになった児童は1人、指導中の児童は4人、うち2人には登校に至らないものの好ましい変化が見られるようになってきております。

中学校では、17人の不登校がございまして、不登校のきっかけと不登校状態の継続につきましては、学業の不振からの遊び等を原因とする者が8人、学業の不振から無気力を原因とする者が2人、家庭の生活環境の急激な変化を原因とする者が1人、親子関係をめぐる問題を原因とする者が1人、それから不登校の原因が不明の者5人となっております。

これらの生徒に対しましての指導結果、授業を受けることができるようになるまでにはなっておりませんが、学校に来るようになったという好ましい変化が見られるようになったという生徒が2人ございます。なかなか授業に入り切れないという子どもたちが多くございまして、日々学校の先生方のご指導によって、徐々に改善はされてきているというふうに考えております。

この中で、斑鳩町としての結果と申しますか、問題点としてということでございますが、これらの不登校の問題につきましては、当町だけではございまして、全国的にこういった傾向が見られるわけでございます。先日の新聞でも、不登校は13万数千人という状況があるという報道を聞いているわけでございます。そうした中で、斑鳩町でも、今申し上げましたような数字の人数が不登校としておるわけでございます。その原因といたしましては、やはり家庭あるいは地域社会の教育力の低下ということが言われているところでございます。

こうしたことを受けまして、当町といたしましては、やはり暴力行為というようなことにもあるわけでございますので、そうした暴力行為につきましては、自己の行動の是非を理解させるように厳しく指導をいたしているところでございます。そうした中で、保護者にも十分説明、理解を得ながら、学校と保護者とが連携しながら、そうした子ども

もたちへの指導をし、解決に向けての努力をいたしているところでございます。

また、いじめにつきましては、人の痛みがわかる児童生徒となるべく、発覚時点で即時指導をしながら解決をしていく。それから、不登校につきましては、病気で休んでいる者以外につきましては、学校と家庭が密接な連携をとりながら登校を促す一方で、スクールカウンセラー等に相談することによりましてこれらの解消に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） データを教えてください、そしてこの調査の趣旨が、「今後の指導の充実に資するものとする」ということでございますから、そのあたりの考え方も聞かせていただこうというふうに思いましたが、今教育長のほうから、総論的に問題点と斑鳩町としての解決の方法ということでお答えをいただきました。

1つ確認をさせていただきたいと思いますが、いじめのデータカウントであります、スクールカウンセラーのほうからと、それから実際にいじめを受けた側からの申し出というような形でのカウントということでおっしゃっておられましたが、そういったいじめにかかわってのデータのカウントということは、具体的に斑鳩町の教育の実態を把握しているのかどうかということについて伺っておきたいと思います。

暴力行為とか不登校であるとかということ、毎日のデータが出てきますので、それは非常にわかりやすいというふうに思うわけですが、いじめということについては、なかなか表に出てこない面があるかと思えます。そういうことの中で、斑鳩町がこの調査に当たっていじめの件数をカウントされるに当たって、いかに実態を把握してカウントされたのかということについて1点伺っておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） このいじめの問題につきましては、なかなか今議員もおっしゃっていただいているように、発見するという事は非常に難しい問題がございます。今日までのいろんないじめの中で、問題が非常に大きくなってからいじめであったというような状況が知らされるわけでございます。私のほうも、常に子どもたちの状況というもの、先生方が注意しながら見ているわけで、1つの例といたしまして、何と申しますか、CDの恐喝というのか、もらうというのか、そういう状況を察知して、そして指導をしたところが無事に未然に終わったというようなこともございます。そうしたこと

は、子どもたちの仲間から、ちょっとおかしいでというような情報を受けてすぐに対応をしていくというようなことがございます。なかなか、本人に聞いても、いや、そうではないという子どももおりますし、返事をしない子、なかなかいろいろ子どもたちがおりますので、そうした発見については非常に難しいというのが現実でございます。

しかし、そうした中で、子どもたちの日々の行動を見ながら、ふだんと違うところ、あるいは変わったところがあればすぐに声かけをして状況を聞いていくとか懇談するか、あるいは保護者と連携をとっていろんな家庭での状況を聞くとか、そういったことをしながら対応をさせていただいております。

しかし、そういった中でも発見ができるということについてはなかなか難しい面もありますし、そういったことを日々繰り返しながら、やっぱり生徒とのかかわりといいますか信頼関係といいますか、そういうものを構築する中でやはり早期に発見できるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 最後に少し意見だけを申し上げて終えさせていただきたいと思えます。

当然と言えば当然なのかもしれませんが。調査母体が文部科学省あるいは県教委を通してということがございますから、問題行動等という形でのタイトルがつくということについても仕方のない面はあるわけがございますが、私はこれらの状況を見ていくときに、必ずしも子どもたちの側ばかりに問題があるというふうには思えないということです。教育長もそういったことを踏まえながら、今後の解決の方法ということについて先ほど答弁をさせていただいたわけがございますが、私はやはり、もちろん先生の資質の問題もございますし、学校を取り巻くその社会のありようの問題もありますし、さまざまな観点からこのデータを斑鳩町なりに分析をしていく必要が私はあるかというふうに思っています。確かに先ほど教育長が申されましたように、家庭に問題がある、地域社会の教育力の低下にも問題があるというふうな形でおっしゃっていただいていることについて、それはそのとおりであろうかというふうには思います。しかし、むしろ問われなければならないのは、学校の中の閉ざされた空間の中で日々積み重ねられる先生方の問題であるとか、学校の内部の問題とかというのも私はあるのではないかというふうに思います。ぜひともそういう観点からも分析をしていただきたいというふうに思います。

そして、今の世の中というのは、刻一刻、日一日状況が非常に変わってきている。私

もびっくりしたわけではありますが、NECの入社式の日ですか、新入社員さんを迎えた日に、NECの社長が訓話をされた内容というのが、会社を2、3回かわるつもりで頑張ってみなさいというような形で新入社員さんをそれなりに激励をしたというニュースが載っていました。

なぜこれでびっくりしたかといいますと、これまででありましたら、会社を一生涯かけて勤め上げる、あるいは会社に尽くすというようなことが、それで評価をされる時代であったわけがあります。勤勉でありまじめであることが評価をされる時代であって、今もそれは変わりはないと思いますけれども、それだけでやはり一生懸命勉強していい会社に行き、自分の将来を展望した形でここぞと思った会社に入ったときに、会社の社長さんからそういう訓話をされる時代になってきたということを一方でやはり考えないと、これからの教育というのは、やっぱりこれからの時代を先取りしていく子どもたちに関して教育をしきれない時代に入ってきているというふうに思っています。昨今の新聞紙上やニュースなんかを見ていると、私たち大人社会の中で、もはやモラルがない時代に入ってきてしまっている。きのうも、神戸地裁の所長さんが痴漢をしたのではないかということで辞表を出されている。あるいは、外務省に至ってもそうやという状況の中で、子どもたちに対して示すべきモデルがない、モラルがないという状況の中で、じゃどんなことを子どもたちに教えていかなければならないのかということに関しても、いま一度私たち大人全体が考えなければならない時代に入ってきているというふうに思っています。

きょう、教育長のほうから、斑鳩町のこれからの、何が問題であってその解決の方法はどうかということについても、総括的に確かに伺いました。しかし、今お答えをいただいた面ばかりではなくて、もっと先生の資質の問題や学校全体を取り巻く社会のありようの問題にもぜひ分析をし直していただいて、斑鳩町としての教育のありようをぜひとも模索をしていただきたいということを申し上げて次の質問に移らせていただきたいと思えます。

次、3点目でございますが、小学校、中学校での男女混合名簿を導入する考え方について聞かせていただきたいと思えます。

この問題については、ごめんなさい、これまでも何回も聞かせていただいておりますが、今現在の考え方について教えていただきたい、こんなふうに思っています。

まず、県の混合名簿についての考え方について聞かせていただきたいと思えますが、

私は私の手元の中に、奈良県の女性行動計画に基づきまして、これは奈良女性プラン21でございますが、これに基づいて男女平等教育の推進というところの提言を持ってございます。その中の基本施策の中に、男女平等対等の推進に向けての教育の内容・方法の改善充実というところの中で、具体的な施策のあり方として幾つか、9点ほど項目が上がっております。その中の1つに、男女混合名簿の推進というところがあるわけですが、私は県の考え方ということについては、これで理解をしているわけでございますが、改めて県の混合名簿についての考え方について、斑鳩町の教育委員会の教育長として理解をしておられることが、ほかにございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前から、山本議員から、小中学校並びに幼稚園の児童生徒名の混合名簿についてご質問をいただいております。今日までも、校長会等々でいろいろ議論をいたしております。しかし、幼稚園については、今現在混合名簿でやっているわけでございます。幼稚園では、出席簿とか学級名簿、保護者名簿、地区別幼児名簿、指導要録、健康診断等に関する表簿、あるいは修了者の表簿等、幼稚園ではほとんどの表簿については実施いたしております。小学校については、まだそこまでいっていない。今現在検討をさせていただいております。中学校もそういった状況でございます。

これについては、なかなか、以前にも申し上げておりましたけれども、いろんな教科あるいはその学校の活動の中で、混合名簿にすることによって不都合が出てくることがあると、こういうことで、なかなか進んでいないのが現状でございます。私たちも、姓は、県がこういった混合名簿の推進をうたわれているというようなこともございますし、斑鳩町の行動計画の中にも混合名簿を、促進といいますか、推進といいますか、そういう形で書かれていたわけでございます。今現在ちょっと見直しをされているようでございます。

そうした中で、斑鳩町もできるだけ早くそういった取り組みができるようにということで、協議はいたしているところでございます。現状のところでは、まだ具体的に進んでいないのが現状でございます。それにつきましては、今後ともそうしたことを学校と協議しながら、実際に使う先生方の合意を図っていくということも必要であろうかというふうに思っております。そうしたことを十分形成しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 次に、県の調査がこの1月に行われていたというふうに思います。県教委のほうから、混合名簿にかかわっての調査、事務上の参考とするために、それぞれの市町村の教育委員会を通して、各学校、園に対しての調査があったというふうに思っています。その調査結果もまとめられておろうかというふうに思いますが、斑鳩町が県に対して回答をした内容について、教えていただきたいといます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩町から県に報告をいたしました調査内容でございます。幼稚園、小学校、中学校、そして教育委員会それぞれにアンケートで調査をされておりますので、ご報告申し上げたいといます。

幼稚園につきましては、設問として、貴園では、幼児名簿を作成するに当たって、そのすべてまたは一部について、男女混合様式にしていますかという質問に対しまして、3園ともこれはしているという回答をさせていただいております。その内容といたしまして、今も申し上げましたように、男女混合名簿の種類といたしましては、出席簿、学級名簿、保護者名簿、地区別幼児名簿、それから指導要録、健康診断に関する表簿、修了者台帳等がございます。そういったものについては、すべて混合名簿でさせていただいているというところでございます。

小学校についてでございますが、小学校についても同様の質問でございます。これについては、3小学校とも混合名簿を実施していないということございまして、今後の予定として、実施に向けて検討をしているということでお答えをさせていただいております。

次に、中学校でございますが、中学校も同様の質問ございまして、2中学校ともしておりません。今後の予定として、町教委及び町内小学校長会で検討をしていくという、検討中ということで回答をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。実施に向けて協議をしていくということでございますので、ここで終えさせていただきたいといます。ただ、最後に、もう2点だけ教育長のお考えを聞かせていただきたいといます。

混合名簿の推進が図られない理由は、どこにあるというふうに考えておられるのか、教育長のご存じの範囲で構いませんので、具体的に教えてください。

それから、推進に向けて協議中、努力をしていこうという立場であるということは理

解をさせていただきましたが、教育長並びに教育委員会の混合名簿推進にかかわって果たすべき役割があると考えておられるのであれば、それはどういう点であるのか、最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 進まない理由ということでございますが、これは、先ほどもちよっと申し上げましたように、やはり学校業務を運営する中で、混合名簿をすることによって支障を来すものがあると、こういってございまして。例えば、身体検査の場合、男女一緒にできない、こういうことで、現在1人の先生で身体検査をやっていただいておりますので、そうした関係でやはり男女を分けなければならないということがございます。それとあわせて、やはり日々の教科の中で、体育の場合でも男子と女子とを分ける場合、あるいは家庭等々、そういった教科の関係で分けなければならない。そうした場合に、1つのクラスで2つ、3つの名簿を持つというような事務の煩雑というものもございまして、そういったことがあると思います。それと、もう1つは、やはり学校の先生方のそうした事務の煩雑に対する理解というものがこれから必要になってくるだろうというふうに考えております。そうしたことが、一定の整理をしていかなければならないというふうに思っています。

それから、教育委員会といたしましては、これは当然強制的に指導をするということではなしに、やっぱり今も申し上げましたように、学校と十分協議しながら合意形成を図っていく必要があるだろうというふうに思っています。そうしたことで、これからも努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 混合名簿の推進が図られない理由ということで、私の理解する範囲で申し上げますと、学校業務を運営することに支障が起こるんやということとか、それから事務上煩雑がある、それからそのことに関して先生方の理解が得にくいというようなことをおっしゃられたかと思えます。

しかし、この辺で言えば、私の勝手な思いですけれども、特にこれは斑鳩町の小学校に顕著なことではなくて、どこの小学校でもある課題でございまして、今現在その混合名簿をしている学校のほうが、小学校では多いです。中学校では、教科別でそれぞれの先生がかわられるということもあって、低いということについては承知をしておりますが、そういう意味であれば、これら3点は十分クリアしているところがたくさんある



。それは、私は随分前から同じようなことを申し上げてきたので、そこら辺がまだ図られない理由ということで、手に持っておられるということについては、混合名簿を推進していくと言いながらなかなかこれが進んでいないというふうに私はどうしても思わざるを得ないところがあって、理解しにくいんです。

確かに、斑鳩町でそういうことで推進が図られへんのやということについては、今聞かせていただいたのでわかりますけれども、しかしこれは必ずしも斑鳩町だけがこのことでしんどい思いをしているわけではなくて、すべての学校でこういうことはあるわけですし、斑鳩町だけがそこをクリアでけへんということについては、何かほかに理由があってしかるべきなんだろうというふうに私は推測を今はするわけですが、この辺で私のほうの意見は終えさせていただきまして、ぜひとも小学校、中学校で男女平等教育がこれまで以上に推進できますように、教育長並びに教育委員会の進め方に期待をしてこの質問については終えさせていただきたいと思います。

次、4点目につきまして質問に入らせていただきたいと思います。

「外国人職員の従事する職に関する要綱について」、私ども斑鳩町はその要綱を持っておりますが、そのことについての考え方を聞かせていただきたいと思います。

奈良県が国籍条項を撤廃をされたというニュースが、ことしの3月に報道をされています。一般事務職に関して国籍条項を撤廃をしていく、ただし自治省の見解の範囲の中で、一定の任用上の条件をつけながら撤廃をしていくという方向を定められたというふうに聞いておりました、そして今年――平成13年度の奈良県の人事委員会からの試験の案内にも、それをクリアされた形で、日本国籍を有しない人の任用についてということで募集案内が出ているところであります。

この奈良県の国籍条項の撤廃を受けて、私ども斑鳩町が持っている外国人職員の従事をする職に関する要綱の中で見直すべき点があるのかなのか、あるいはその考え方について、従来と変わるのか変わらないのか、この辺について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この種の質問につきましては、過去、平成8年の6月と12月、それと平成10年3月の3回にわたりましてご質問をいただいております。

県職にかかる外国人職員の採用につきましては、ただいまおっしゃってございましたよ

うに、平成13年度に実施される採用上級試験から、一般事務職のほか土木職、農学職、農業土木職、林学職、化学職、薬剤師の7職種について受験資格から国籍条項を撤廃されたところでございます。

その結果、県職員の39職種のうち、建築職、獣医職、計量職、精神保健福祉相談員、水産技師の5職種について、引き続き採用等における国籍条項は残されておるところでございます。

また、県職員に採用後の任用につきましては、公権力の行使、あるいは公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としないという基本原則に則した方向で国籍条項の撤廃をされたところでございますが、県においては、現段階ではどの職が公権力の行使や公の意思の形成への参画に該当するか、具体的には示されておられません。しかしながら、そういった中で、原則としては管理職以上というような中で、公の意思の形成のための参画について携わる職員ということでは示されておりますが、もう少し具体的なものについては示されておらないところでございます。

そのような県の考え方の中におきまして、当町におきましては、ただいま申されておりますように、平成10年度に実施の職員採用試験から、すべての職において採用時にかかる受験資格の国籍条項を撤廃しておりますが、採用後の外国人職員の任用につきましては、国や県の外国人職員の任用方針に準じた形で、平成10年6月に、斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する職を定めまして、日本国籍を必要とする職及び事務についての判断基準を示しておるところでございます。基本的な考えについては、国、県と同様であると考えておりまして、今後基本原則を踏まえつつ、外国人の人事管理の運用の拡大の見直しにつきましては、県の考え方等を受けまして検討をしてみたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 検討をしていただけるということでございますので、その結果についてまた期待をさせていただきたいというふうに思います。

1点だけこの件にかかわって希望でございますが、できれば外国人職員さんが現実的に具体的に任用をされる、要するに職員さんとして採用をされるという状況をつくるということが、私はとっても大事なことだというふうに思います。幾ら整備をされても、現実としてそういう形での任用がないということであれば、余りそれは、どういたしますか

、なかなか考え方としては難しいところもありますので、ぜひそういう意味から言えば、外国人を優先的に任用できる、採用できる、優先的な枠なども今後あわせて検討をされたいということを希望をいたしまして4番目の質問は終えさせていただきたいと思えます。

次、最後でございますが、斑鳩町が持っております出前講座についてお伺いをしたいと思います。

まず、メニューはどのぐらい準備をされているのか、そしてそれらについてのこれまでの実績はどのようなものであるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、メニューについてどれぐらい準備しておるのかというご質問でございます。

この行政出前講座につきましては、ご指摘のとおり、開かれた町政の一環といたしまして本年度より行っております事業でありまして、住民の方々の集会等に町職員が出向いて、町政の概要や担当業務の説明などを行うことにより、住民の方々の町政に対する理解を深め、住民参加のまちづくりを推進するとともに、さまざまな行政課題についての住民の自主的な活動を支援することを目的としている事業でございます。ちなみに、事業につきましては、町行政全般にわたりまして、10項目を用意しております。

メニューについてご説明申し上げますと、まず1つは、消防防災について、斑鳩町総合計画について、男女共同参画社会について、斑鳩町の財政・予算について、高齢福祉について、健康づくりについて、環境問題について、斑鳩町の道について、公共下水道について、斑鳩町の文化財についてという10項目のメニューを用意しております。ただし、こういったメニュー以外につきましても、いろいろなことで住民の方がご希望であれば、そういったメニューにつきましても講座の中で積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

ちなみに、そういった実績でございますが、現在までに、5月で3件、7月で4件の7件について開催いたしております。それと、9月に開催予定につきましては5件ございまして、こういった中で、講座内容の内訳といたしましては、健康づくり、健康教室等についてが6件、ごみ・環境問題については3件、高齢者・障害者福祉についてが1件、村づくり運動についてが1件、消費者相談について1件の内容の出前講座をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。今、伺わせていただいたわけですが、住民の希望からしますと、やはり住民の方々が一堂に会される時というのは、どうしても土曜日とか日曜日とか、それから祝日とかといったような日程になろうかと思えます。そしてまた、平日でも夜間とかということがどうしても多いと思うわけですが、そういった希望がある場合の対応もされているのかということについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 土日などの日程を希望される場合の町の考え方でございますけれども、開催時間につきましては、実施要綱の中で利用できる時間として、平日、休日を問わず午前9時から午後9時までの間の2時間程度としておりまして、住民の方々が利用しやすいように対応させていただいております。ちなみに、現在までの申し込み状況を見ますと、土曜日が6件、日曜日が4件、12件中10件が土日に集中しております。今後も、休日にあっても、積極的に利用していただくというような形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 土日に関しても、今ご説明をいただきましたのでよくわかりました。ただ、その場合の職員さんの時間外手当といいますか、そういったものについては十分検討をされ、きちんと処理がされているのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 出前講座の取りまとめ主管は総務課でございまして、そういった中で各課の職員が出向いた場合については、我々のほうで必要な対応をさせていただいております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 必要な対応がされているということでございますので、以上でもって私の一般質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、中西議員の一般質問をお受けいたします。6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目の「ISOの認証取得について」でございますが、地球環境がますます深刻となっている現在、これからは地球環境保全の取り組みなしには産業の持続的な開発は望めないだろうと言われております。そのために、大量生産、大量消費、大量廃棄という、これまでの工業文明に対する考え方を地球環境保全型に改めていこうという認識が世界中で広がっております。製造業を見ると、製造の開発、製造・販売するに当たって、これまでの市場性、品質、コストに加え、環境への配慮も十分に考えなくてはならなくなりました。流通業においても、梱包材の軽量化やリサイクル化が進んでいます。

こうした環境に対する配慮は、製造業、流通業だけに限らず、すべての業種で考えなくてはならない重要な経営課題となっております。そして、地球環境保全型の経営を目指している証として、ISOの環境管理に関する国際規格を取得されている企業が急速にふえております。また、その流れは、地方公共団体へと及んでおり、各自治体でも、取得に向けて取り組みが活発化しております。

その中で、本町におきましても、第3次総合計画で、ISO14001認証取得を目指すことが明記されておりますが、まずどのような目的で本町が取得しようとしているのか、また取得の意義等について確認をしておきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員も今申されておられますように、従来環境問題といえますと、大気汚染、水質汚濁などの地球規模での問題でございました。しかし、近年は、それらの問題に加えまして、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での問題がクローズアップされ、その対策が急務となっているところでございます。議員も申されておりますように、企業におきましては、地球環境保全型の経営が進んでいる中で、斑鳩町も世界を構成する一員として、継続して環境保全、改善活動に取り組む決意を新たにするため、第3次総合計画におきまして、ISO14001認証取得を目指すこととして、策定もいたしているところでございます。

それでは、斑鳩町が認証取得をいたします意義でございますけれども、みずからが環境保全、改善に取り組むことは当然のことでありまして、自治体が率先して環境保全改善活動に取り組むことによりまして、町民の皆さんや事業者の皆さんにも積極的に環境保全改善活動に取り組んでいただくことだと認識をしているところでございます。

そういうことで、ISOの認証取得を目指すということの目的ではないか、このように認識をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 第3次斑鳩町総合計画前期実施計画では、平成16年度をめどにISO14001を認証取得する計画はされていますが、現在どのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員が申されましたように、平成16年度を目指してということで、総合計画の策定という形になっております。その策定時では、一応本年度から2カ年の計画におきまして、取得の範囲の検討とか、また取得に必要な要求事項の調査研究を予定をいたしておったところでございますけれども、先ほど来から申し上げておりますように、現在の社会情勢等から考えまして、また町民や事業者の方々にも、環境保全とか改善活動を浸透をさせていくために、できるだけ早い時期に自治体として率先した取り組みを行う必要があるのではないかという判断をいたしまして、実施計画の前倒しを行いまして、平成14年度中の認証取得を目指すということで考えているところでございます。

現在の取り組みといたしましては、本年の6月にISO14001認証取得を推進するために、町のISOマネジメントシステム推進プロジェクトチームの各課の課長補佐もしくは係長の職員で発足をいたしたところでございます。このプロジェクトチームの学習会等を開催をいたしますとともに、実務者の教育、訓練といたしまして、環境マネジメントシステム構築実務講習等を受講もさせているところでございます。

今後は、役場の事務事業におきまして、環境に対してどのような負荷を与えているのか、また与える可能性があるのかなどを把握するための環境側面の抽出及び環境影響評価などの調査を、プロジェクトチームを中心といたしまして実施をいたしていき、著しい環境影響の絞り込みを行いまして、今後の環境保全、改善活動の基本となります環境方針、目的、目標などの作成を進めていくこととして取り組んでいるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） ただいま答弁をいただいたように、実施計画を前倒しし、平成14年度中の取得に向けて取り組みを始められたということは、現在の社会情勢などから見ましても、的確な判断であると考えております。

それでは、次に、取得する範囲をどのように考えておられるのか、現段階でお考えが

ございましたら、お教え願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、ISO14001規格におきましては、取得の範囲というのは、みずからが定めるということになっております。自治体の範囲で申しますと、1部署で取得することも可能でございますし、本庁舎、また公共施設全体で取ると。さらには、地域住民の方、地域内の企業を含みます自治体全域を範囲とするということも可能でございます。しかし、自治体全域を範囲といたしますと、全住民、全事業者への環境に対します普及とか教育も対象となります。ISOの本質から見ますと、当然理想的な取得になろうかと、このようには思いますけれども、普及教育活動に相当の事務量とか時間等がかかってまいります。同じく、公共施設全体を範囲といたしますと、規模も大きくなり、取り組みも浸透しにくいのではないかとこの可能性もございまして、また逆に1部署を範囲といたしますと、最初に申しましたように、町民の方とか事業者の積極的な取り組みを促すというISOの認証取得の意義からしますと、やや運動展開の盛り上がりには欠けるという欠点もあろうかと、このように思います。

そういったことから、ISO14001規格では、継続的な改善も目指していることでもございまして、現段階ではまず本庁舎の事務事業を認証取得の範囲といたしまして、以後環境に与えます負荷の度合いを調査をしながら、順次その認証取得の範囲を広げていくことが継続的な改善という観点からもよいのではないかと、このように考えまして、まず本庁舎を対象に取得の範囲というように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） ISO14001は、継続的な改善を目的としているということもあり、今答弁をいただいたように、範囲を順次拡大していく方法も1つであります。本町の公共施設では、既にごみ箱も最小限にされ、ごみもきちんと分別され、可能な限り再利用もされています。また、再生紙の利用などグリーン購入やエコ商品の使用も進んでいるように思います。さらには、休憩時間における消灯の徹底やノーマイカーデーも実施されており、ISOの認証取得はしていないものの、いわゆるオフィス活動での環境保全活動は、既に進んでいるように見受けられます。

しかし、ISO14001認証取得では、オフィス活動による環境への負荷低減のほか、公共事業に伴う環境への負荷低減も対象となる事務事業であると認識しておりますが、私の認識でよいのかお聞きしたいとともに、私の認識どおりであれば、公共工事に

伴う環境への負荷低減について、今現在どのような取り組みを考えられておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員が申されておりますように、ISO14001の認証取得につきましては、オフィス活動のほかに公共工事に伴います環境への負荷低減の取り組みも対象となる事務事業でございます。

それで、今後の公共工事に伴います環境への負荷低減の取り組みでございますけれども、詳しい取り組みにつきましては、今後の環境側面の抽出、そして環境影響評価の調査に基づきまして作成をしていくこととなるわけでございますけれども、公共工事の施工につきましては、騒音とか排出ガスを低減するための環境に配慮をいたしました建設機械の使用の徹底とか再生クラッシャーなどリサイクル材の使用の徹底、また建設副産物の適正な処理並びにその副産物のリサイクルなどを推進していくということが考えられるのではないかと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 今回まだ計画段階であるものの、平成14年度をめぐりまして本町の事務事業範囲にISO14001の認証取得を目指すという答弁をいただき、公共事業についても今後の取り組みの方向性も聞かせていただきました。また、継続的改善というISOの本質から、取得範囲を順次拡大させていくこともある程度理解できます。しかしながら、今回の認証取得に向けて範囲外となる施設、それから部署におきましても、今後作成される環境マネジメントマニュアルに沿った運営をしていただきたいし、また当然そのような運営をされるものと考えております。

そうした場合、昨年9月議会で私の一般質問をさせていただきましたが、浄水処理時に発生する汚泥は、産業廃棄物で処理し、環境に負荷を与えるよりは、やはり可能な限り再利用していくべきであると考えております。前回私の質問に対しまして、資材としてリサイクルできるよう検討をしていくとの答弁をいただいておりますので、最後にその検討内容と、今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻善次君） 昨年の9月議会におきまして、浄水処理時に発生する汚泥は産業廃棄物として処理し、環境負荷を与えるより可能な限り再生利用をしていくべきとのご指摘をいただいております。



そのことから、環境負荷の低減のために、処理時に発生する汚泥の安定かつ多方面での有効利用を図られるよう、近隣事業体の汚泥の処理状況とその有効利用方法等の調査を検討してまいったところではありますが、当町の浄水汚泥の特性や再利用する場合の需要先や流通方法、経済性等で、町単独では難しいのが現状であります。このことから、広域7町共同でできないかも相談してまいりましたが、各町の処分方法が異なりまして、まとまっていないのが現状であります。

いずれにいたしましても、環境型社会を進める上にも、浄水施設から発生する汚泥の再資源化等について重要な課題であることを強く認識しながら今後も事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 桜井浄水場では、現に育苗用及びグラウンド改良剤として100%リサイクルをされているというふうに聞いておりますが、町として具体的にどのような問題があるのか、また現在計画されている第1浄水場の整備計画についてどのように反映されようとしているのか、再度お伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） ご指摘のとおり、県の桜井浄水場では、脱水処理として真空脱水機により水分を取り育苗土及びグラウンドの改良土に販売されておりますが、桜井浄水場の原水につきましては、ダム等の表流水で、当町の場合は原水は地下水であることから、鉄、マンガン等を含んでおり、その除去のためにポリ塩化アルミニウムを使用していることから、植物の育苗障害を起こすおそれがあるため不向きと言われております。

このことから、現在計画しております第1浄水場については、特に議員より今日までご指摘いただいておりますこともありまして、浄水方法の変更によりまして、汚泥の発生量につきましても3分の1程度に削減するとともに、汚泥の成分につきましても、薬品を混入していないことから、さらに再利用につきましても研究していきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 上水道課におきましても、単独で認証を取得できるという気持ちをもう一度持っていただいて、研究していただきますようお願い申し上げます。

ISO1401は、国際的に認められた環境管理規格であります。本県においても、

奈良県庁が今年度中にも取得をされると伺っておりますが、本町においても一日も早く認証を取得され、国際規格に準じた環境保全活動を、町民、事業者はもちろん他町村にも発信し、広域的な取り組みとして地球環境問題に対処されますようお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

次に、2点目の公共施設の管理についてということですが、斑鳩町で管理しておられる施設には、公民館、体育館、学校、保育園などのように多数の町民が利用される施設とともに、あゆみの家などのように少人数で特定の方が利用される施設、また観光会館のトイレのように不特定多数の方が利用される施設があり、町で管理をしておられ、それぞれの施設はそれぞれ利用者に必要な役割を果たしていると考えています。特に、あゆみの家は、昭和40年代に建てられた保育所のあとを使われており、障害者の方の福祉作業所として、また療養教室で小さな子どもたちが集団生活になれるように利用されており、これらの方々の日常生活の場となっています。

そうしたことから、町におかれまして、利用者に快適な場所となるように各施設の役割を十分認識されて維持管理をされていると考えますが、このことにつきまして町の考え方をお聞きいたします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者が申されております公共施設の維持管理についてでございますが、建築物の安全性を確保するためには、建築時の検査だけでなく、完成後も常に適正な維持管理が重要でございます。中でも、公共的建物のように不特定多数の人が集まる建築につきましては、当町の公共施設にありましても、建築基準法に基づき定期検査を行っているところでございます。

検査の周期でございますが、建物の用途によっては法的に期間が定められており、学校、体育館、保育園にあっては2年に1回、公民館は毎年検査を行っているところでございます。そういったことから、不特定多数の方が利用されますので、常に構造等について定期的にメンテナンスを行い、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、利用者に快適に利用いただくために、必要に応じまして維持補修や改良にも努めてまいりたいと考えております。今年度から取り組み実施しております小中学校でのトイレ改修もその1つであると、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、ご指摘のあゆみの家についてでございますが、ご承知のとおり町が実施する未発達幼児を対象とした療育教育、また知的障害者が作業等を通じて社会参加及び生活訓

練を行う斑鳩町福祉作業所の活動場所として利用されておるところでございます。ご指摘のように、あゆみの家は、昭和44年建設でありまして、老朽化が進んでおりますが、斑鳩町福祉作業所に施設管理業務を委託しておりまして、日々異状箇所の点検を行っていただいております。老朽箇所の早期発見及び補修修繕等に努めているところでございます。しかしながら、あゆみの家は、先ほども申し上げましたように、建設から30年以上もたち、老朽化による全面的な施設補修が難しい状況となっております。

そういったことで、療育教室につきましては、さきの厚生常任委員会におきましても担当から一定の方針を説明させていただいておりますように、(仮称)総合福祉会館に移転する計画となっております。

また、斑鳩町福祉作業所につきましては、調理場、陶芸炉等の設備やある程度の広さの作業室が必要であることから、また町内のもう1つの作業所である虹の家の同等スペースの確保等の問題もあり、検討を行っておりますが、現時点におきましては、作業所につきましては、(仮称)総合福祉会館への移転は難しいだろうと考えております。

町といたしましては、福祉作業所のための施設として整備は財政的に難しいこともありまして、福祉作業所の運営委員会とも相談しながら、国の補助金が得られるよう福祉作業所の小規模授産施設化などその対応等について十分検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、結論が出るまでは時間を要しますので、現在のあゆみの家を障害者の方々が日々ご利用されていることから、補修が必要なところにつきましては適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長(小野隆雄君) 6番、中西議員。

○6番(中西和夫君) この作業所は、障害者の人たちが社会参加を目指し日々努力されているところでございますので、少しでも気持ちよく快適に活動ができる場にしていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小野隆雄君) 以上で、6番、中西議員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(小野隆雄君) 再開いたします。

次に、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 議長のお許しを得ましたので、順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

1番目の質問でございます。

文部科学省では、2001年を教育新年元年と位置づけ、21世紀教育新生プラン、7つの重点戦略を通し教育改革を行おうとしております。7点ございますが、後で順次質問をさせていただきますので、その分を省きますが、「斑鳩町での教育改革への基本的な考え方と具体策をお聞かせください」ということで、1点ずつお聞きしていきたいというふうに思います。

1番目の「わかる授業で、基礎学力の向上を図ります」ということがあります。

基礎学力の向上ときめ細やかな指導を目指す教職員定数の改善を行うため、平成13年から17年度までの5年計画でスタートしています。5年間で2万6,900人を改善する中で、今年度の改善数は5,380人となっています。その主な改善事項は、教科書等に応じ少人数指導を行うなどきめ細やかな指導を行う学校の具体的な取り組みに対する支援などで、特に基本教科や子どもがにがてとする教科など20人程度の少人数による授業を行うなど具体的な取り組みに対する支援を行うため、教員1人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に改善されていきます。また、円滑な学校運営を行うために、教頭複数配置の拡充などが挙げられています。斑鳩町として、いつごろきめ細やかな学習に取り組めるようにするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の教育改革の中で、新生プランという発表をされております。その中からのご質問でございまして、その中の1つで、わかる授業で基礎学力の向上を図るという項についてのご質問でございます。

この項につきましては、少人数による授業の推進でございまして、今質問者がおっしゃっていただいたように、第7次教職員定数改善計画が、13年度から17年度までの5年間で実施されるものでございます。

これにつきましては、基礎、基本の定着や、あるいは自主性、自立性、問題解決能力の育成、あるいは個々に応じたきめ細かい指導を目指しまして教育の充実を図ろうということでございます。その中で、小学校におきましては、国語、算数、理科、生活科といったような教科、あるいは中学校におきましては、数学、理科、英語といった主要教

科におきまして、少人数授業の実現を目指しているものでございます。そのために必要な教員配置の整備を行うとされているものでございます。

この教員配置につきましては、国、県が実施するものでございまして、県教育委員会におきましても、この改善計画に伴いまして教員配置計画を立てておられるところでございます。

本年 ―― 13年度におきましては、第6次の定数改善におきますチームティーチングを継続をしながら、学校の実情に応じた学年に対しまして、少人数授業を実施するための教員配置を行っておりまして、具体的な数字といたしましては、42人の教員をチームティーチングがまだ配置されていない学校へ配置したと聞いているところでございます。

また、改善計画が終了する17年度には、県内すべての小中学校で、先ほど申し上げました基本となる教科におきまして少人数授業を実現していく考えを持っているというふうに、そういう方針を持っておられるところでございます。

斑鳩町といたしましても、現在配置いたしております各小中学校へのチームティーチングを継続いたしますとともに、少人数事業実現のための教員の早期配置に向けまして、県に要望をしていきながら、その授業のための教室の整備等対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） この中で、いじめとか不登校、そしてそれにかかわってクラス編成をしなくてはならない場合もこの少人数指導に当たられるということも聞いておりますが、斑鳩町として先ほどからそういう若干のいじめ、不登校があるというふうにありますけども、このことについては、斑鳩町としてどのように考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いじめとか不登校に伴いまして学級編成を変えていくということとは非常に困難ではないかというふうに思っています。それにつきましては、昨日あるいは今朝の質問者にもお答え申し上げておりますように、いじめあるいは不登校については、その子、その子に応じてやっぱり指導を的確にしていかなきゃならないというふうに考えております。そうした中で、やはり学級の中で、みんなと一緒に学校生活がおくれるように、そういった対応をしていくことが必要であろうというふうに考えており

ます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 国の方針では、このかわりも、少人数指導ということをやっておりますので、あとまた斑鳩町においても研究していただきたいというふうに思います。

2番目の「多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます」ということでございます。

1番目に、他人に共感し思いやる心を育む、2番目に、自分が大切な存在であることを実感する、3つ目に、青少年が社会に参画していこうとする意義の高揚のためとして、奉仕活動、自然体験活動などを促進されています。青少年の社会性を育むために、中学校区程度の地域で奉仕活動などを体験するモデル事業はどのようなことを考えておられるのか、また今後学校の空き教室がふえてくるとは思いますが、地域ふれあい交流センターとして、大人と子ども、異年齢の子どもたちが一緒に活動する交流モデル事業も国のほうで考えておられるようですが、当町としてはいつごろになるのか、お聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回指定されました奉仕活動あるいは体験活動のことについてでございます。

この質問については、児童生徒の発達段階あるいは活動内容に応じまして、自発的にさまざまな体験活動をする場あるいは機会を工夫いたしまして、多様な形態で体験することが重要であるというふうに考えております。

そうした中で、特にモデル事業ということではございませんが、現在、従来からも取り組んでおります状況をご説明申し上げ、またそうした中でそれを充実強化していくということも1つの方法であろうというふうに考えているところでございます。

現在、学校におきまして実施いたしております奉仕活動として、学校の周辺の清掃活動、これは当然でございますけれども、そうした活動、あるいは中学校で特別養護老人ホームへの慰問等を行ってきております。また、今回この奉仕活動あるいは体験活動の授業として、南中学校ではいきいき奈良体験授業というものに県指定を受けて取り組んでおります。そうした中で、11月に、3日間でございますけれども、町内外の企業や事業者のご協力をいただきまして、職場体験をすることになっております。

そうした中で、あわせてボランティアの体験とか、あるいはそうした体験をいたしまして実施することによりまして、こうした体験によりまして社会の仕組みに関心を持たせ、またより深く自分の生き方について考える機会を与えていくと、そして働く意義を学びながら自分の将来の進路を考えさせるような機会にしたいというふうに思っております。そうしたことから、この体験学習を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、空き教室のふれあい交流センターへの転用ということでございますが、学校の空き教室の転用につきましては、現在の各学校の教室利用状況につきましても、6月議会でも一般質問にお答えいたしておいででございます。児童生徒の減少によりましてあいた普通教室は、すべて特別教室等、あるいは資料室等に転用いたしております。また、11年度にはコンピュータ教室にも転用をさせていただいたし、ランチルームにも転用をさせていただいていると。そういうことで、現在未使用の教室はないのが現状でございます。

また、今後におきましても、新教育課程の中で総合的な学習の時間、あるいは7つの柱の、今申されておりますように、わかる授業を展開するために少人数授業が実施の方向にありますことから、現在転用いたしております教室をそのための教室としてまた使用していくことになろうかというふうに考えておりますので、現時点におきましては、ご提案いただいているふれあい交流センター等学校教育以外の目的で使用することについては、難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 少人数のわかりやすい授業のためにということで、そのこともあろうかなというふうに納得しております。本当に、中学校区程度の地域で奉仕活動という体験の中で、今斑鳩中学校の横に第二慈母園ができておりますので、やはり身近にある施設として、こういうふれあうという活動ですか、奉仕というか、お年寄りの方々は、外出をしたい、話をしたいということを中心に希望をされてますので、この1つの同じ斑鳩町の中学校の校区内にある施設を利用してふれあうというか、奉仕という言葉よりもふれあう活動もしていただいたらどうだろうかというふうに思います。

先ほど南中でいきいき奈良体験活動を実践しているということをお聞きしたわけですが、具体的にどんな形なのか、教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 具体的にということですので、その前に今慈母園というお話がございました。これは、当然隣にございますので、斑鳩中学校では第二慈母園のほうで、今おっしゃっていただいたような方法で奉仕をいたしております。以前は、壺阪のほうまで行って奉仕活動をしていたというふうに聞いております。

このいきいき体験でございますが、これはそれぞれの職場に3日程度おきまして、その中で、仕事というものについて理解、認識をさしていく、そしてまた、対お客さんとの対応によって、人と人との交流、あるいは対応の仕方、そうしたものを十分理解、学習していくということでございます。

現在、企業とか事業所について今お願いいたしておりますのは、一応町内のスーパーマーケット、あるいはガソリンスタンド、書店、そして公共施設、これは斑鳩町が所有いたしております公共施設、保育所、幼稚園、あるいは福祉作業所等々のそういったところへの体験、それから今も申し上げました第二慈母園への対応、それから農作業等々の体験、こういったことを今計画いたしまして、それぞれの事業所に対しまして協力依頼をお願いしているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。

では、3番目に移ります。

「楽しく安心できる学習環境を整備いたします」。ここでは、文化スポーツ活動の充実を挙げられています。学校の運動部活動を充実するため、地域のスポーツ指導者による指導、有名スポーツ選手の学校派遣、校庭の芝生化などを推進する。また、もう1つのほうの、学校の文化活動を充実するため、優れた芸術家や地域の指導者を派遣するなど、学校で優れた舞台芸術公演を行う。このことについては、そんなに難しいことではなく、やる気さえあればできると思いますが、いつごろ進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校のスポーツ活動に対します指導者の招聘といえますか、そういうことですが、現在学校の部活動の運営については、大変それぞれのすべての部の専門的知識、あるいは技術を持っている先生をすべてに配置するということは、非常に困難なところがございます。そうしたところから、経験のない先生方にも、それぞれその部の研究をしていただきながら、顧問としてその指導に頑張ってもらいたい



いる現状がございます。そういった教員の頑張りを支援するためにも、専門家による指導者を派遣できれば、より充実したものになるというふうに考えております。

現在、本年度の県の外部指導者活用事業というのがございまして、その申請をいたしまして、現在斑鳩中学校に剣道部の指導者を派遣していただいております。この派遣日数等につきましては、年間30回を基本とすると。そして、1回当たり2時間程度の指導をしていただくということでございます。

それから、また現在町におきまして人材バンクという構想を持っておりまして、さまざまな分野で豊富な知識、経験、技能を持っておられます指導者を、その人材バンクに登録していただくということを考えているところでございます。将来的には、この人材バンクに登録されました方々の中から、部活動をしていただける方をお願いしていくことも検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、次に、文化活動のことについてでございますが、現在優れた文化芸術等の鑑賞等を行っているところでございます。小学校では、影絵人形劇鑑賞とか、あるいは演劇鑑賞とか音楽鑑賞、あるいは名画の鑑賞等々、いろいろ今日までも取り組んできているところでございます。本年度は、斑鳩小学校では、狂言「柿山伏」を演じてもらうと。そうした中で、児童参加によります狂言演習や全員参加による狂言謡「雪山」を予定しておりまして、そうしたことをしながら芸術文化に親しんでいくという取り組みをいたしております。

また、中学校におきましても、演劇や音楽鑑賞の文化鑑賞会を実施し、優れた芸術を鑑賞し、情操の教育の充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。斑鳩町も歴史文化の町でございますので、やはりこういう教育を通してしっかりと進めたいというふうに思っています。また、先ほども人材バンクの登録の中から、そういう人たちを率先してこういう形で生かしたいということもお話がありましたので、このこともあわせてお願いをしていきたいというふうに思っております。

この中でも、国のほうで言われているのは、有害情報等から子どもを守る取り組みに対しても力を入れていくこととしていますが、特にコンビニなども多くの青少年が利用しています。その中には、有害な本が設置されているところもあると思いますので、当

町としても積極的に動き監視していただきたいことをつけ加えておきます。

4番目でございますが、「父母や地域に信頼される学校づくりを行います」ということ  
とでございます。

学校の評価システムの確立、学校評議員制度の導入による開かれた学校づくりの推進  
の中で、各学校において学校の活動状況を評価する仕組みを整える、学校評議員制度に  
より、保護者や地域の人々の意見を学校の運営に反映させていくとあります。このこと  
は、当町としてどのようにされているのか。

また、通学区域の弾力化の推進については、全国で多くの学校が既に取り組みされてい  
ます。当町として、町内の転居にかかわって、校区が変わる状況の中、どのような対応  
をされてきたのか。また、今後公立小学校、中学校における通学区域制度の運用に関す  
る事例集を文部省が発行し、各自治体にも送付されていますが、それを参考にどのよう  
な通学区域の弾力化を推進していくのかをお聞きいたします。また、保護者の参加や情  
報公開による教育委員会の活性化等については、当町として既に取り組みされているので  
しょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校評議員制度の導入についてでございますが、この制度につ  
きましては、学校運営に関しまして、校長の権限や責任を前提といたしまして、保護者  
や地域住民の方々のさまざまな意見を求めていくということを目的といたしております  
。これは、今質問者おっしゃっていただいたとおりでございます。そして、本町の条例  
におきましても、学校評議員を置くことができるということで、条例改正をさせていただ  
いているところでございます。

この制度に当たりましては、選任方法、あるいは評議員の身分等々いろいろなまだ課  
題がございまして、開かれた学校づくりについて推進するための調査研究を進めてまい  
りたいというふうに考えております。

次に、通学区域の弾力化の推進についてでございますが、市町村教育委員会におきま  
しては、それぞれの市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合、学校教  
育法施行規則第5条の規定に基づきまして、就学予定者が就学すべき小学校または中学  
校を指定すること、こういうふうに定められております。それによって、それぞれの町  
内の児童生徒を、それぞれの小中学校に就学指定の通知をしているところでございま  
す。この際、学校指定が恣意的に行われたり、また不公平感を与えたりすることのないよ

うに、各学校ごとに通学区域を指定し、これに基づいて就学すべき学校を指定をいたしております。

一方、通学区域制度につきましては、保護者の関心も非常に高いということから、その運用に際しまして、地域の実情や保護者の意向に十分配慮しつつ、児童生徒の具体的な実情に即した対応が大切とされています。

このために、文部科学省は、平成9年1月27日付で、「通学区域制度の弾力的運用について」という通知をされております。その中で、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学につきましては、市町村教育委員会におきまして、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認めることができる、こういうふうに規定されているところでございます。当町でも、従前よりこの通知によりまして取り扱っているところでございます。

これまでに、こういった状況で学校の指定変更や区域外就学を認めた例といたしましては、特に多かったのは、斑鳩町内での転居にかかわっての転校時の取り扱いでございます。小学校、中学校とも、最終学年在籍者にありましては、転校せず卒業までの就学を認めております。これは、特に中学校の場合は、進路指導の問題もございまして、学年最後まで就学を認めております。他の学年につきましては、学期末までの就学を認めておりまして、新学期から転校していただくというような猶予期間を設けております。

また、転校を拒む場合の理由によりましては、いじめや家庭の理由、その他、その理由が解消しない限り卒業まで認める場合もございまして、こういったことについては、学校と十分その子どもたちの状況を把握しながら、適切に対応をしているところでございます。

就学予定児童生徒の場合で、入学後間もなく転居のために転校しなければならないと、こういうことはあらかじめわかる場合については、転校後の校区の学校へ就学を指定しているというところもございまして、いずれの場合におきましても、保護者からの申し出をもとに検討をいたしまして、決定をしているところでございます。

今後、さまざまな理由で就学校の変更、あるいは区域外就学の申し出があろうかと思われまますが、その都度十分検討をいたしまして、さきに申し上げました理由が適当であると認めるときには、弾力的に扱っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほど、事例集の話をいたしまして、この本の公立小学校、中学校における通学区域制度の運用に関する事例集というのを担当委員会がお持ちでございました。教育長も見ていらっしゃると思います。その中で、今言われた平成9年の1月27日に、通学区域制度の弾力的運用についての通知が、平成9年に既にあったということですよ。その中で、やはり今若干述べられた中でも、通学制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知などさまざまな機会を通じて広く保護者に対して周知すること、また保護者が就学について相談できるよう各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村委員会における就学に対する相談体制の充実を図ることということまで踏まえて通知されているんですね。

私自身も、今言われたとおりに、町内の中で住宅、住居をかえられた中に、校区が変わるという段階の相談を受けました。そのときは、夏休みの段階でありまして、これは難しいという答えでございました。しかし、その段階で、本当に保護者が、お願いをしてお願いをしてやっと入れていただいた記憶がございます。

その中で、もっと弾力的に行われているところはないのかなど。私、これは最近知ったんですね。和歌山の西衆議院議員が、教育の形の一生懸命されている中で私この話を聞いて、この資料は手元に届いたのはつい最近でございましたけど、これも最後の1冊やうていただいたんですが、この中でも、やはりいろいろ各自治体では配慮をされております。

そして、もちろん大きな太田区とかいろいろあるわけですが、1つの、保護者の指定校変更の周知ということで、千葉県の市川市は、この通学区の弾力化への考え方についてここに述べられております。この教育改革は、学校に対する規制を緩和し、本来学校が持っている多くの権限や力量を幅広く発揮できるようにして望ましい姿にしようとする考えである。これが、画一的、硬直的な学校から創意と活力ある個性豊かな学校づくりへとつながると確信しているからである。この基本的考え方から生まれてきた施策の1つが、通学区域の弾力的運用である。子どもの行きたい学校、親の行かせたい学校を選ぶということは、教育を受ける権利の重要な1つであり、それを保障することによって、教育に対する意欲や責任感が高まり、子どもたちにとっては計り知れない効果をもたらすものとする。また、これからの生涯学習社会の中で、みずからの生き方をみず

からが選択するということが極めて大切であり、その意味からも選択の自由は保障されなければならないと考えるということで、ことしから——ことしからでなくもう少し前からこれが実施されております。

そして、教育長も手元に多分持つておられると思いますけれども、いじめ、不登校、教育的配置による事例ということで、堺市のほうなんかでは、不登校に配慮した就学校の変更がなされました。これは、もちろんカウンセリングとかいろいろ受けた中で、努力はされたわけですが、本当に子どもさんは明るい性格の持ち主で、入学時から2年の1学期の途中まで楽しく学校に通っていたと。しかし、親しかった友人2人と対立して、友人関係が気まづくなって学校に行かなくなった。そして、多くの人たちの努力によって、一時は学校に行かれたわけですが、その後ずっと行けなくなった。保護者の方もご心配になって、いろいろなご相談をされる中で、やはり学校嫌いではなくて、その人間関係で行けないんだということで、学校をかえることの決断をされて堺市が了承をして弾力的な運用の中できちっと行かれるようになったということの事例もあります。そして、外国人の言葉の問題に配慮した就学校の変更とか、またその外国人の日本語指導に配慮した就学校の変更などが、栃木県の宇都宮市とか富山県の福光町という形も行われております。

そして、部活動を理由とする就学校の変更もあります。そこに、学校に行けば、部活が成り立たない。自分はこの部活で頑張っていきたいという、そのかわりではほかの学校に移れば、しっかりとした自分の好きな活動ができるという、これが福井県の鯖江市でございます。そうしたいろいろな柔軟な対応をされているということをやっぱり知っていただきたいというふうに思いますので、このような事例を早く手元に受けておられながら、かかわっていただけなかったということはずごく残念であります。だから、今後もそれをしっかりとした対応の中で、開かれた学校に努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育委員会の活性化については、文部科学省でも、教育委員に保護者を選任したり、年齢や性別などバランスのとれた教育委員の選任に努めますと書かれております。当町としてはどうなのかをお聞きいたします。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩町の教育委員の構成ということでございますが、現在性別、職業等々多様な方面からご就任をいただいております、斑鳩町の教育の充実に向け

て、それぞれの委員の先生方がそれぞれの立場で、あるいは研究をしご指導をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 教育委員の選出に当たっては、年齢や性別、バランスのとれた選任だったとは私は思いません。初日の教育委員会の選出に当たって、了としない議員もおられる中で、もっと謙虚な気持ちで対応していただきたいことを申し述べておきます。

5番目の「教える『プロ』としての教師を育成します」。優秀な教員の表彰制度と特別昇給の実施ということで、これは平成14年度をめどにされる方針でございます。教諭に対しては、主に県の対応になると思いますが、指導が不適切な教諭に対し、教員以外の職に円滑に移動させるための方途を創設する、教壇に立たせないという方針であります。受け入れる町としても、きっちりと見ていかなければならないと思います。これは、どのような監視というか、保護者の意見を吸い上げての立場になろうかというふうに思いますが、どのような対応になるのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変申しわけございません。先ほど質問の中で、教育委員会の会議を公開しているのかどうかというお話でございました。これは原則公開としておりますので、公開をいたしております。つけ加えさせていただきます。

それから、教えるプロとしての教師を育成していくということについてでございますが、この方策といたしまして、まず教員の資質、能力の向上を図ることが挙げられています。当町の小中学校へ新規採用、また転勤で来られた先生方につきましては、当該年度当初に斑鳩町の教育について、また斑鳩町の実情について、斑鳩町に勤務する教師としての心構え等に関します研修を行っております。そして、先生方全員に対しましても講師を招聘して研修会を実施しているところでございます。また、各種研修会等への積極的な参加を推進するなどによりまして、教職員の資質の向上に努めているところでございます。

次に、こうした、今、新生プランの中で言われております指導が不適切な教員への厳格な対応という、つまり教壇に立たせないという方策の制度でございますが、これは地

方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の中で、県費負担教職員の採用の項として、都道府県教育委員会は、市町村の県費負担教職員で次のいずれにも該当するものを免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職に採用することができることとすると、こう規定されてございます。

この該当要件といたしまして、児童または生徒に対します指導が不適切であることといたしましては、この項に該当する具体的例が文部科学省から次のように示されております。つまり、1つには、教科に対する専門的知識、技術等が不足しているために、学習指導を適切に行うことができない場合、次に、指導方法が不適切であるために、学習指導を適切に行うことができない場合、次に、児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合と示されています。また、この制度の実際の運用につきましては、現在奈良県教育委員会におきまして検討中であるというふうに聞いております。手続の方法を含めまして、ことしの11月ごろまでにこういう内容について示されるというふうに聞いているところでございます。

ここで言われる判定委員会にかかるまでの措置といたしましては、学校内におきます校長、教頭による指導がまずございます。その後で学級担任を外すなどの公務分掌の変更、それがまだ改善されない場合については、県教育委員会、または市町村教育委員会によります研修を受講させて指導を促していくと。それでも改善できない場合には、他の学校への転勤、あるいは先ほど申し上げました常勤場所への転勤というようなことがございます。

斑鳩町といたしましては、県教委との連携を図りながら対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。こうした教員が出ないように、学校長と十分連携をとりながら教員への指導助言を行うなどによりまして、児童生徒はもちろんのこと保護者からも信頼される先生となっていただくように努力をしていきたいというふうに思いますし、先生方にも一層の努力を促してみたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。

6番目の「世界水準の大学づくりを推進します」ということでございます。この件に関しましては、国のほうで次世代のリーダー養成のための教育、研究を強化しレベルアップをしていただきたいということにとどめたいと思いますが、斑鳩町も芸術文化の町として大学を誘致できないものかなと思う一人でございますが、国の制度としてこうい

うレベルアップをお願いするにとどまらせていただきたいというふうに思います。

7番目の「新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します」。新しい時代にふさわしい教育基本運営の見直しがされました。このことを受けて、斑鳩町の教育方針もしっかりと取り組んでいただきたいことを要望しておきたいというふうに思いますが、私はこの7項目の中に、最後の質問としてもう一度訴えておきたいことは、先ほども言いました通学区域の弾力化でございます。中学校の選択権を広げることによって、子どもと学校の間になんか新たな信頼感を醸成するとともに、教育する側の公立学校間にも、競争原理を導入することによる教育面の触発や刺激が生まれる効果も期待できます。

品川区教育委員会の通学区域のブロック化ということもちょっと資料を送っていただいたわけですがけれども、このことにつきましても、本当に国の教育改革、教育課程審議会答申などを受けまして、21世紀の学校づくりを推進される中で、教育の規制緩和として、通学区域の弾力化、社会人講師の登用を挙げられ、本年4月から小学校40校ある中で、4ブロックに分け、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望に沿った学校の選択ができるようになりました。そのため、昨年11月、12月に、小学校臨時学校公開日一覧表をつくり、新1年生になるお子さんと保護者の方へ徹底されたところです。ブロック内で指定校以外で入学する場合、小学校希望登録票を教育委員会に提出いたします。そして、改めて希望する就学通知書をもらい、入学式を迎えるのです。

このことから、当初に事例を述べた不安や悩みを解消できる一助となっています。斑鳩町では、小学校で3校、中学校2校しかないわけですから、取り組む意思があればすぐにでもできると思います。教育委員会でも取り上げ、研究していただきたい。先ほど述べた教育委員の方が、小中学校の子どもを持つ親なら、PTAの間でも協議がなされ、意見が反映されるのではないかと。斑鳩町においても、開かれた学校教育を推進していただきたいということで、この1番を終わらせていただきたいというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

6月度に引き続き子育て支援の1つである乳幼児医療費無料化の拡大についてお伺いいたします。

その後においても、各自治体において、就学前児まで医療費を無料化にしているところが多い。その後の調査、研究の中で、当町としての前向きな考えをお聞きしたいとい



うふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員も申されてますように、6月議会におきましてご質問をいただきまして、一定のご答弁を申し上げた経緯がございます。それから後の状況といたしましてのこともあわせましてお答えをさせていただきたいと思っております。

乳幼児医療費助成事業につきましては、県を通じまして県下市町村等の実施状況に留意をしながら、現在実施を町としてしているところでございます。

県下の市町村の実施状況を申し上げますと、県下の市町村におきましては、6月以降の実施状況には変化が見受けられておらないということでございます。47市町村のうち、8市町村が対象年齢等を拡大して実施をされておりますが、その他の市町村につきましては、県費補助の対象となっております3歳未満を対象に、所得制限等を設けながら実施をされている状況でございます。

また、他府県の実施状況についてでございますけれども、県レベルで見ますと、秋田県とか山形県などの8つの県におきまして、対象年齢を拡大して実施をされていると把握をいたしております。しかし、そのうち福島県とか高知県などの6県では、所得制限とか一部負担金を設けて実施をされているという状況と把握をいたしております。

少子化につきましては、価値観の多様化やライフスタイルの変化等さまざまな要因によるものと考えてはおりますけれども、その対策の一環といたしまして、当町におきましても平成7年度から、議員も既にご承知をいただいておりますように、対象年齢をそれまでの3歳未満から4歳未満に拡大をいたしております。また、平成8年度におきましては、所得制限を廃止をいたしております。4歳未満のすべての児童を対象に、子育て支援に努めているところでございます。

しかしながら、低所得要件被該当者分や一部負担金の助成、そして3歳児の医療費助成につきましては、町単独事業として実施をいたしているところでございます。県費補助金が総事業費に占めます割合といたしましては、約3割程度になっているというのが現状でございます。

このような状況ではございますけれども、乳幼児につきましては、特に虫歯になりやすい年齢でもございますし、歯科検診におきましては、3歳児の約70%の幼児の方に虫歯があるとの結果も出ているところでございます。また、入院された場合の負担も大きいこともありまして、平成7年度の対象年齢の拡大から相当の年数も経過がしている

ところでございますけれど、そういうことから、さらなる子育て支援の充実を図るとい  
う観点から、平成14年度から歯科もしくは入院につきまして、担当常任委員会ともご  
相談を申し上げる中で、医療費の助成などにつきまして検討をさせていただきたいと、  
このように考えているところでございます。

また、引き続きまして、県に対しましては、現行の乳幼児医療費助成事業の町単独部  
分につきまして、県費補助の対象となるよう要望を行っていきたい。それと、就学前児  
童の医療費助成事業の確立につきましても、強く要望をしまいたい、このように  
考えております。

今後も、保健センターの保健や看護婦によります育児の悩み等の相談を実施しながら  
、総合的な子育て支援を実施してまいりたい、このように考えておりますので、よろし  
くご理解のほどお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 3歳児が虫歯が70%あることからということ、これは  
未就学児まで拡大するということの解釈でよろしいですか。その辺がちょっとようわか  
れへんかったんですが。それと、入院にかかわって、もう一度ご答弁いただきたいとい  
うふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 我々として担当常任委員会でもご相談申し上げなければ  
ならないわけでございますけれども、今議員が申されてますように、未就学児まで拡大  
するのか、それとも今現在の4歳未満児を該当者として対象の部分として組み入れてい  
くのかというところを検討、研究をさせていただく中で、担当常任委員会とご相談を申  
上げて結論を出していきたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私自身もその後、わずか3カ月でございますが、若干調べ  
させていただきました。6月度議会で紹介いたしました岐阜県の岐南町では、当然この  
間も一般質問で言わせていただいたとおり、3歳未満児から未就学児まで拡大になりま  
して、1,018人の対象者増を見込んで約7,600万予算を組み入れたということ  
を訴えました。そして、その後、安心して子育てできる環境にと、待機児童の解消や、  
ここでは6名ほど待機児童があったということで、保育園にかかわって1つの建物をつ  
くってふやした。6月に大阪府で起きた児童殺傷事件の教訓を踏まえ、学校の安全対策

も予算化されまして、斑鳩町のような安全管理に加えまして、岐南町で学ぶ保育園児、3歳未満児は除くらしいんですけれども、保育園児と小中学校の児童や生徒の全員、約2,500人に対し、携帯用の防犯ブザーを9月以降順次配布する予定ということを知っております。

さらに、ここでは、妊婦、一般健康診査、この間も質問の中に1つ挙げておりますが、相当妊婦の検診にもお金がいるということを訴えたところですが、ここでは10回分の妊婦検診が無料化になっています。第2子以降に対しては、上限6万円を定めて、これも実施されているということでございます。また、岡山県の新見市でも、今年度より5歳未満児から未就学児まで医療費無料の拡大になり、対象児童は34%の増の1,139人となった。けれども、これも所得制限の撤廃をされているわけです。

また一方、変わった支援の中に、子どもを産み育ててくれる女性に対し支援している大阪府の八尾市では、退院後1カ月以内で平日の午前9時から午後5時までの1日2時間10日を限度に、買い物や洗濯、掃除、家事を代行するヘルパー派遣事業を行っています。1日当たり本人が負担する料金は1,640円ですけれども、今核家族が進み、親、兄弟のいない家庭にとって、この制度はありがたいものです。妊娠5カ月から申し込み可能で、現在17名の登録を受けているということも調査でわかったわけですね。

だから、私自身は、多分常任委員会でも未就学児までしていただけるということを期待いたしまして、せめて歯科からでも、入院対象にかかわってでもいいです、一歩前進をしていただける可能性が見出されたということで期待をいたしまして、この分に対して質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

最後の質問でございます。(仮称)総合福祉会館建設計画についてお伺いいたします。

先月、8月23日に厚生常任委員会において配布された中に、具体的な平面図が書かれておりましたが、このような計画はどのような先進地を参考にされたのでしょうか。

その後の建設予定地、また選定された理由は、昨日の委員が質問されておりますので、このことについてはもう結構でございます。なぜ定期借地借家法——定借法に基づいての建設なのかと、そこまでお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) どの先進地を参考にされたのかというご質問ではございますけれども、議員も厚生常任委員会にもご参画をいただいたときには、いろいろなど

ころで先進地の視察をしていただいております。職員もそのときに同時に研修をさせていただいておるわけでございますけれども、いろいろなところで先進地の事例を見せていただきました。我々といたしましては、先日もお答えをさせていただいておりますように、斑鳩町ではこういう施設が必要ではないか、そういうことで検討委員会の中でご提言をいただいた中の施設を、それぞれ先進地の事例も参考にしながら取り入れていく中で、一応そういう形でさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。だから、どの先進地の事例を参考にしたかというんじゃなしに、一応すべて行かしていただいている先進地のところも参考にすることで、斑鳩町の独自の考え方の中でそういう形で図面の作成をさせていただいた、計画をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

定借のことでということで、そういう土地の取得のご質問でございますけれども、先日もお答えをさせていただいておりますように、定借の関係の中で、そういうことではなしに、一応借地ということで、定借も借地には入るんですけども、借地という形でさせていただいて、定期借地の事例等も参考にすることで、一応借地で協議を進めてまいりたいというようなことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私も、厚生常任委員会にこの総合福祉会館を立ち上げられたときに視察に行っておりますし、その特別委員会というか、整備特別委員会にも入らせていただいて、香芝市の福祉会館も行かせていただきました。そのときに、子育て支援の子育てサロンということも私自身も知っておりましたので、このことも必ず入れてくださいねということをおっしゃっていました。当初の福祉課長は、必ず入れますよということをお約束していただいたんですが、この図面には全然入っておりません。そういうことからしても、私はちょっと、一つも全然生かされていないやないかなというのがまず1点でございます。

それと、定期借地権制度の創設の趣旨をもう一度皆さんで確認したいというふうに思っています。従来の借地法においては、土地を賃貸すると、期間が満了しても法定行使によりなかなか地主のもとに土地が返還されず、また返還時には多額の立ち退き料を支払うケースがほとんどでした。そのために、遊休資産としての土地が増加し、土地の受給のバランスがとれないことの一因ともなっていました。そのため、借地返還の抜本策がつけられ、借地借家法では、必ず返還される有限の定期借地権を設けることにより、地主

の借地意欲の活気を図ることを目的としています。

土地所有者の定期借地権のメリットは、固定資産税の軽減、事業リスクが少ない、土地が残せる、安定した収入、保証金が運用できる、相続時の物納ができる、管理の手間がかからない。デメリットについては、この制度自体が新しいこともあり、契約期間が50年と長期であることや、将来情勢がわからない点に不安を抱く、相続税のメリットがない、借地人とのトラブルが心配等挙げられるが、今回の場合相手が役場関係なら安心だと思います。

そこで、私たち行政が皆さんの税金でこのような福祉会館を建設するとき、どちらがよい方法なのか悩むわけですが、私は昨日質問された議員と同じ考えの中で、借地で建てるより土地を購入して建設するほうがよいと思っています。

そこで、まず利用する側の定借権でのメリット、デメリットを教えてくださいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 定借でいくということになりますと、当然一時的に用地を取得するんじゃないしに、借地料という形でお支払いを土地の所有者の方にしていくということになるんで、財政的には一時的に大金が必要でなくなるということもございまして、我々といたしましては、定借の関係でさせていただくということについては、定借でいきますと一応50年という期間が想定されるんじゃないかとは思いますが、その間の地代ということで、ちょっとすみません……、申しわけないですけども……

○議長（小野隆雄君） 11番、万里川議員。

○11番（万里川美代子君） もう1つ、借地の地代をずっと50年間支払っていく計算、きのうも若干言われてましたけども、それと土地購入した場合の金額とどのように変わってくるのか、それをまず明確にしていきたいというふうに、それだけまず言ってください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先日もお答えをさせていただいておりますように、借地の単価につきまして、確定になっておらないというところがございますので、この辺で全体の金額等も算出をさせていただいてないということでご理解をいただきたいと思えます。どれぐらいになるかというところまでは、まだ出ておらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） そしたら、きのうの答弁の中で、福社会館整備検討委員会の報告書に基づいて設置場所もこの辺で決めたと、役場周辺で決めたとということで、大体その位置になったんだということが答弁されましたけども、ではその報告書で、借地で建てなさいというのがきちっと報告書に載っていたのかどうか、聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 提言をいただいた報告書の中には、そういう借地ということの明記は、提言をいただいております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私は、多分行政がつくるものだから、借地で建てると思ってなかったのではないかなというふうに思います。また、本当に役場周辺で土地買収が無理であるならば、いかるがパークウェイの沿道やいかるがホール周辺でもよかったのではないか。このことは、検討委員会で集約されたとしても、本当に適当な場所がなければ許していただけるのではないかと思います。また、このような施設が本当に必要であるならば、土地を購入して建設すべきではないか。今の方法で建設すれば、50年後も次世代の方々が、土地設定から悩み、また定借権の形で計画していかなければならない。そして、改めて保証金ないし権利金を支払い、50年間地代を支払っていくこととなります。また、私たちここにおられる方は、ほとんどが40代、50代、またそれ以上の方々です。50年たって生きている方もあるかもしれませんが、恐らくほとんどの方がお亡くなりになっているのではないかと思います。すみません。

このことからしても、1つの建設事業を通し次世代に負担を残していくことはよくないと思います。土地購入に対しては、借地より当然多額の財源が必要になると思いますが、私たちが財源措置を工夫し、返済年度を決め、私たちの責任の中で処理していくべきであると思います。見直す勇気も大事ではないかなというふうに思います。

後は、岡山県の倉敷の健康福祉プラザのことを若干書かせていただきました。もちろん倉敷市は人口42万の大都市でございます。その中で、けたはずれの3万2,500平方メートルの敷地面積で、いろんな、子育て支援、また介護の問題、そして障害者、そしてボランティア、いろいろ健康増進づくりの中でその敷地内につくられております。そして、約300台の駐車場も完備されておまして、ここで一番びっくりしたこと

は、感覚矯正事業が、乳幼児から高齢者までの方々に利用できるようにされているというところでございます。

多くの方々が本当に利用する建物が、50年間で終わる建物ではないというふうに私は思います。これからも、役場があり、また人が生きていく限り、この施設は大事な施設であるという観点から、やはり土地購入をされる中で私は有効活用をしていただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、14番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

1番目に、「法隆寺駅舎の建て替えについて町の考え方をお尋ねいたします」ことについては、前にもいつかお願いしたと思いますけど、再度質問となりましたので、よろしくお願いたします。

世界文化遺産の町——斑鳩の里へ来られる皆さんは、まず交通便を考えられると思います。車で来られる方は、お寺の前までつけることができるとと思いますが、普通斑鳩へ来られる方は、やはり交通機関としては、法隆寺の駅へ下車されると私は思います。以前、町内のホールでも、観光フォーラムの中で、いろいろお話聞いた中、いろいろと意見があり、大阪方面の方であれば王寺の駅で下車されるようなこともお聞きしている記憶がございます。初めて斑鳩に来られる方は、やっぱり法隆寺の駅を利用される方が多いと私は思います。この駅舎に下車してこの駅舎を見られることは、やはりこれが世界文化遺産のある法隆寺の駅かと。今で言うたら、ローカル線の駅にしか該当しないかと私は思います。今、小泉または郡山駅のバリアフリー化ができて、いい駅ができ、私が駅へこのことについてお聞きしたことをちょっとここで述べさせていただきたいと思えます。

大体法隆寺の駅、1日で2万の乗降客があるとお聞きしております。そのうち、一番多い時間帯は、7時から8時までのこの1時間に11本ある電車を、大体5分間に1本

の割で出ますが、その時間帯においては、やはり通勤客の人が主であると。以前よりちょっと減りましたということをお聞きしましたが、小泉駅が大変よくなったと、駅も広いと、また車の駐車も楽なということで、小泉へわずかか流れ出ると。駅の方のお話でございます。やはり、法隆寺の駅も、観光地として、今の駅ではちょっとおそまつかと私も思いますので、駅の方にこの建て替えを、ちょっと私以前に聞いたことがありますので、町の考え方についてお尋ねさせていただきたいと思ってこれを質問させていただきました。

この駅について、再開発という問題もよく聞くんですが、南整備計画にしろ、やはり第一初めから駅をちゃんとしたものにしていただいたら、付近の住民の方、また町民の方もいろいろご理解して、法隆寺にふさわしい駅ができるんじゃないかと私は思います。

そこで、町の考え方、今後の駅についてどう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 法隆寺駅の建て替えにつきましてでございます。

昨今、バリアフリー化推進の動きがある中でございまして、踏切での歩行者の危険性なども考えまして、駅の南北をつなぐ歩行者用道路の整備も必要になってきていると思っております。また、関西本線の各駅、駅舎、今浅井議員のほうからもありましたように、小泉駅も最近できあがっております。その整備が進む中で、日本で最初に世界遺産に登録された法隆寺のある町の玄関口といたしまして、駅舎のイメージアップ等も考えるところでございますけれども、自由通路を含む駅舎の橋上化は、確かに急務であると考えております。現在、駅舎に対するバリアフリーの関係もございまして、JRとも協議を行っているところでございます。

なお、法隆寺駅南口には、ほかに新家土地区画整理事業や駅前広場整備事業などの重要な事業計画もありますので、今年度中に整備の方向づけについて慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、部長から答弁いただきましたとおり、やはりこの駅については、財政の苦しい中でございますが、私ちょっとお聞きしますと、郡山、小泉では、やっぱり13億かかっているということでございます。その中、JRは大体1億ほどしか出ないということで、大変苦しい中やと思っておりますけれども、今言われております駅南



整備計画、また駅前再開発、三代川改修についても、何を先にするかと。やっぱり駅が変わってきて、ああ、いい駅ができたなど、これから町の事業に協力さしてもらって、駅もようになってきたなどというのは、私これから皆さんの協力が得られるのではないかと。今、やかましく言われて、南整備計画また三代川改修も併用してという話もいろいろお聞きしますが、まず法隆寺らしいいい駅ができ、あっ、よくなったと住民の皆さんが言われるようになれば、また考え方も変わってくるのではないかと、私そう思っております。

それと、最後にですけども、駅の方のちょっと要望をお聞きしたら、やはり公衆トイレがない。以前この公衆トイレについて、同僚の議員も質問あったかと思いますが、あの駅を降りて出てすぐトイレがないと、また駆け込んで入らんなんと。そのときの回答は、やはり治安の問題が出たんです。私も、王寺町を見に行ったときに、王寺町は、駐輪場にいいトイレがあります。それは、駐輪場へ行くのにはどういうところかというたら、細いところを歩いて駐輪場に行く手前に男女の大きいトイレがございます。治安と言えば、法隆寺よりもまだ悪いかなど。私も交番所があそこにあるのに、交番所の方に言うたら、私初めてここへ来たときに、法隆寺の駅前にどこに交番所があるというてせんぞ探しましたと。そうしたら、西のほうにあったというようなことで、今度はやっぱり、私も以前にお願いしたんは、あそこの花壇を利用していただいたらどうかな。あそこへ交番所とトイレを持っていってもらったらいいと。それで、交番所は常時警察がそこにおらんと。西和に行っていると。それを警察が常勤しているということで、駐在所に変えてもらって、今の花壇のところを改良してもらったらどうかな。

前にもお願いしたことがあるんですけども、やはり今は駅から見たら、この駅前周辺に公衆用のトイレがないと。まして観光地であると。法隆寺の駅を降りられて、トイレがしたいというたら、もう一遍またあの自動改札を通してもらってトイレに行かなければできないというのが一番困っているということと、北口の駅の階段、あれをバリアフリー化に、やっぱり優しいようにしてくれと。あそこでは、やっぱり駅の方が外へ出て、車椅子を抱えて上がっているようなことを聞きます。そやから、スロープの格好で、私がちょっと見せてもらってんけど、東の公園のほうからスロープを南側につけて、西向いて上がってもらったらいいの違うかなと。駅員の方は、駅から出るということは、お客さんが常に出入りしてるからできませんので、構内へ入っていただいたら、また身体障害の方の車椅子でも補助的な介護ができるというてはりますので、やはり北口のあ

の階段の高さ、大分高いですけども、あれのスロープ、そして公衆トイレと、警察の駐在所とといいますか、それを正面へ持ってきていただけないか。

それと、今の駅舎をかえる。法隆寺にふさわしい駅というたらどんな駅かちょっと難しくなりますけども、やはり寺の格好でやっていただいて、あの駅前周辺の方もみんなが、ああ、駅が変わったと、町が変わっていくんじゃないかというようにして協力もしていただき、南側のほうの、ここもやっぱり人の考えが変わるんじゃないかと。今のままであったら、車のラッシュだけと。朝は、きょうでも雨で私こっちを通ってきましたが、やっぱり大分混雑してました。バスが発着しますので。

そういうことで、私の要望として、この件についてはこれで終わらせていただきます。

次は、町の施設の管理についてでございます。

きのう、きょうと、同僚議員さんからいろいろ質問されております。私事で大変申しわけないんですが、私はこの町の施設、私のそばに2カ所ございます。いかるがホールと、また中学校、保育所もありますけども、今池田小学校の殺傷事件から大変みんな神経とんがらしていただきまして、町のほうもやはり予算化して、防犯については大分に力を入れていただくことと思っておりますが、私がことし夏の7月ごろからずっと、田んぼをつくっているの朝早くから見回りしてますと、プールですよその人が、青少年ですが、単車に乗ってあそこでとめてプールで毎日泳いでます。これは、4時ごろになったら来ているということです。あそこでナスビをつくっている農家の方にお聞きしたら、朝早く起きて、6時になったらみんな帰ると。今度、ホールへ行ったら、あのホールの前では、何か食べた食べ残しが物すごい多いて、メンテナンスのあそこの方が、これだけ汚かったら掃いたかてとれしませんと。単車を分解して、あそこで組み立てて乗って帰る。それがいつでも決まった人が7、8人おります。どっちへ帰るのかと私見たけども、やはり東向いて帰る。駅へ行くのかどこへ行くのかなと私もじっと見てますねんけども、やっぱりこの管理、ホールはメンテナンスが早く、7時ごろになったら来られてずっと掃いておられます。中学校は、夏休みということで、そこまで管理は行き届きません。

私は、あのそばで草刈りしとって、プールの部活のときに、先生がおられます。プールで泳いどって、私が帰りにちょっと先生を呼んで、これはどういうことですかと聞いたら、そんなこと私は知りませんというような感じで、警察へ言ってくれと。学校の先生がそういうことでは、私がこういうことでプールで泳いでいるやないか、またほたえ

てはまったく服のままで泳いでいる人もおります。何人かが入ればどないなるか。やっぱり部活が常に使うているのに、先生がそれは知らんでは通らんと。校内立入禁止の看板もかかっていますけども、それはやはり学校の校長の管理の中であるので、やはり教育委員会から、もうちょっと先生一人一人が責任を持って、やはりよそから入ってきたらなぜやということぐらいは聞くようにせんと、知らん顔をして、私に西和署へ言うてくれと、こういう回答が来ましたんで、この質問をさせていただきました。教育委員会のほうで、南中の先生の名前を出したらいけませんねんけど、南中の先生にどういう指示を与えてくれはったか、ちょっとここでお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 浅井議員のほうから、南中学校でのプールの無断使用といえますか、そういうことについての学校の対応、指導ということについてでございます。

現在、プールにおきまして、無断進入については、学校も教育委員会も対応いたしておきまして、授業あるいは部活が終了いたしました後は、校内への進入につきましては固く禁止をいたしております。各学校の対応といたしましては、プール、あるいは校内への進入を防ぎますために、新たに無断進入禁止の警告看板を、学校あるいは幼稚園等の目につくところに数カ所ずつ取り付けをいたしております。そして、西和警察とも連携をとりながら、無断進入の防止に努めているところでございます。

また、学校におきましても、無断進入者に対しましては、厳しく対応するように指導をしているところでございますが、そうした中で今回質問いただいておりますような学校の対応につきましては、私といたしましてまことに残念でございますし、以前そのことをお聞きいたしました際に、学校に厳重に注意し申しわたしているところでございます。

今後におきましても、危機管理につきましては、学校の安全対策、安全管理マニュアル等に基づきまして、地域の方々のご協力も得ながら、施設管理につきましてもなお一層努力してまいりたいというふうに考えております。大変浅井議員には不愉快な思いをさせたことにつきましては、おわび申し上げましてご了承いただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、教育長のほうからも回答ございましたように、私もこれは、この当時役場へ来てすぐ申したと思っております。やはり、学校の先生であれば、校長に言って警察にも連絡しますと、おたくさんも連絡してくださいという指示が出るのやった

らいいけど、すぐに西和へ言うてくれと、私知らんというような顔、これはちょっとおかしいと思います。やっぱり、きのうも同僚議員から、学校のフェンスの上へ拡張といひますかやって、なるべく校内へ入らないような感じにさせていただきたいと。予算化していただくと思いますので、よろしく願いいたします。

3番目に移らせていただきます。

「三代川改修工事の進捗状況について」でございますが、私の一般質問の中で、毎回これを聞かせていただいております。地元で、三代川の改修がどこまで進んでいるかとお聞きされるので、私も町のほうでどの程度の進捗率か、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） ご質問の三代川の進捗についてでございますが、未改修部分の約400メートル、阿波2丁目から3丁目の間にかけての区間でございますけれども、平成11年度から現地立会による土地の境界確定をずっと行ってまいりました。再三地元の方とも交渉しておりますが、一部個人時間で境界確定に至ってないところもございまして、地積混乱地等境界確定されてない部分につきまして、現在鋭意明示できるように取り組んでいるところでございます。

また、地元説明についてでございますけれども、平成13年1月28日に駅前中自治会館におきまして、駅前自治会の役員さん方、地権者、住民の方々などにお集まりいただきまして、計画平面図、それから標準断面の関係資料を提示させていただきまして、事業概要の説明を行いました。その中で、左岸側の道路幅員につきましては、一応3メートル案と4メートル案を提示いたしまして、計画内容のご検討をしていただけるようお願いをしたところでございます。その後、5月16日から7月にかけては、提示いたしました計画案について、土木の職員、県の職員あわせまして関係者全戸を訪問させていただきまして、個別の意向を確認させていただきました。

その中で、左岸道路の幅員につきましては、有効幅員4メートル案にて一定のご了解を得たところでございます。近々難航しております境界確定作業の進め方、それに今後県のほうで一応予定されております下流からの建物調査、その進め方につきまして、町と県で全体的に協議をして進めていくという形の協議をすることになっております。

町といたしましては、今後とも事業の推進に向けまして、県と地元との調整役としまして、積極的に県と努力し、県に協力をいたしまして、関係者のご理解とご協力を得ら

れるように努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、事業部長のほうから説明がございましたのに、左岸側の4メートルというのは、これは歩道なしのただの道路としての幅員4メートルですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほどの説明のときにちょっと漏らしたかもわかりませんが、あくまでも有効幅員4メートルということでございます。だから、ひよっとしたら、若干という話はあるんですけども、先ほどのは車の有効幅員が4メートルということで一応了解をいただいているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） わかりました。三代川改修も私の近辺は大方でき上がって、今阪井パイプさんがなくなりましたが、そこまで完成されております。私も、雨が降れば、今までよく消防活動で出ておりまして、大きな雨が降ったときとか、雷で集中豪雨のときには私は大概見に歩くんですけども、上のほうはやはり水ついております。私のほうは、わずか3分の1程度の水しか流れておりません。やはり一日でも早くこの工事にかかっていただいて、上の方も安心できるようにしていただきたいと思います。これで3番目を終わらせていただきます。

4番目につきまして、水道管の石綿管は、現在どれぐらいの使用をしているのか、年どれくらい鋳物管に入れかえておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 水道管の石綿管の利用状況とどのぐらいの入れかえということでございますけども、石綿管につきましては、昭和32年の供用開始から昭和40年にかけて、配水管にご指摘の石綿管を使用してまいりましたが、その後につきましては、塩化ビニール管や鋳鉄管を使用しております。

平成5年度から石綿管更新事業を立てまして整備に努めてまいりましたが、公共下水道工事等に伴う管網整備に多額の費用がかかることから、平成5年度より今日まで約5キロメートルの整備にとどまっております。計画どおり進んでいないのが現状であります。現在、8.7キロメートルが未整備になっておりますが、ことしにつきましても、龍田南5丁目地内で約100メートルを、これは現在も整備させていただいております。それと、今年度にまた竜田川沿いで360メートルの更新を計画しております。

今後とも、有収率向上対策といたしまして、石綿管更新に全力を向け努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、部長のほうから回答をいただきましたが、私も、これは最近の話ですけど、ちょっとうちのところで昔の石綿がパンクしたということで直していただいたけども、今まだ石綿が相当あるようにお聞きして、またその中で弱いとこと言え、やっぱり石綿管のところが、片方をいらえばまた違うところがすぐにパンクする。

企業会計のこの水道については、大変予算もしんどいと思ひますが、やはり住民の方、ピークのときの修理はやはり断水に至るといふことで、うちが水が出ないとかどないやこないいうてやっぱり言われますので、やはり石綿管のそこはできるだけ早い目に入れかえていただきたい。これは、やはり、舗装もやり直さんならんといふ大変なお金がかかります。今、部長が言われたように、下水道を兼ねてのそれは工事があればよろしいんですけど、以前30年代から入ったような石綿は、大分に弱っているじゃないかと。やはり、増水の問題もありますし、この石綿管を早く鋳物管にもかえていただいたらどうかと思ひてこの質問をさせていただいたわけでございます。

簡単でございますが、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、14番、浅井議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。今回、質問の項目が多くなっておりますので、できるだけ簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目です。開かれた学校と学校の安全管理と言われる中、教育委員会として、各学校、幼稚園について、どのように今後の取り組みの方向を示しているのかということとです。

昨日の質問者のお答にありました学校の安全管理について、具体的な例も教育長のほうから答弁されておられました。そして、そのときに、開かれた学校についても、教育長のほうで少し触れられておったということもありますので、それぞれについての具体的な方法、方策というのは結構ですので、ややもすれば一見対極的にあるように見られるこの2つの方針を、どのように教育委員会として今後取り組んでいっていただける

のかということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 開かれた学校と学校の安全管理ということについては、部分的には相反するところもあるわけですが、特に大阪の教育大の附属池田小学校で起こりました、あるいはまた一昨年に京都の小学校の中で起こりましたような児童の殺傷事件が続いているところがございます。そうしたところから、全国各地でこの安全管理についていろいろ議論されておりますし、またその対策をとられているところがございます。

そうした中で、校門を閉ざしたり、あるいはフェンスの改修、不審者を物理的に阻止しようとする動きもございます。このところは、不審者だけでなく、一般住民にとりましても、入りにくい場所となってくることから、従来から言われておりますように、開かれた学校という考え方と相矛盾するところではないかというふうな意見もございます。

そういった一方で、開かれた学校ということにつきましては、だれもがいつでも利用できるということではなく、そこにはやはり一定の規律と申しますか、ルールがあるというふうに考えております。学校施設を一般に開放するということや、あるいは一般住民が児童生徒に、例えば自然と文化について学校で教えるというようなことが開かれた学校であるという意見もございます。

いずれにいたしましても、子どもたちの安全を最優先しながら、開かれた学校となりますように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 方向だけを今はお聞きしておりますので、それで結構です。

また、同じことが保育所にも言えると思います。町長の提出議案説明の中にも、「地域の子育て支援の役割を担いつつ、地域に根ざし開かれた保育園を目指し運営してまいりたい」という町長の意思もあるようです。そういった中で、保育所につきましても、非常に小さな、何もできないというような子どもさんを預かっているということから、保育所についても、この両面についての方向性をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育園につきましても、今議員が申されてますように、

地域に開かれた保育園を目指して取り組んでおります。保育所におきましては、園庭開放を初めといたしまして、高齢者の方や地域の未就園児とのふれあいを大切にした各種事業を実施をいたしております。また、子育てをテーマにいたしました家庭支援講座も開催をいたしまして、園児の保護者だけではなく、地域の保護者の方々への参加も呼びかけまして、子育てに対します不安とか悩みの解消に努めておりまして、地域に開かれた保育園を目指して取り組んでいるところでございますけれども、先ほど教育長もお答えをさせていただいておりますように、当然安全管理に重点を置きますと、保育園につきましても、門戸を閉ざしてしまうというような形になってしまいますが、それでは当然開かれた保育園を目指すということと裏腹のものになってまいります。

ということで、我々といたしましても、そういう形ではなしに、できるだけそういう来客者に対しましては、確認が行えるような状況の中で入園をしていただく中で、地域に開かれた保育園というような形の取り組みを行っていきたいというように考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 教育委員会では、きのうの質問者に対する答弁の中でも、安全管理に関するマニュアルをつくられたということでありまして、保育所に関しましては、どういうふうになっているのかということが1点ですね。

それと、8月31日付で文部科学省から、「点検項目の改定について」という通知が出ているわけなんです。その中に、点検項目の改定の中で、教育委員会等において取り組むべき事項というところの項目が細かく書かれているわけなんです。このところで、「方針の明示と学校間の情報交換」ということが言われておりまして、これは教育委員会が取り組むべき事項ですけれども、「地域内にある学校や保育所等との間で迅速な情報交換ができる体制を整えていること」ということがうたわれているわけなんです。ここらあたりの協議については、きちんとされておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 情報交換については、今、学校、幼稚園の関係では、毎月1回そうした校長会を開いております。そういった中で、十分不審者の出現とか、そういったことについても情報は交換させていただいております。

今、保育所のほうとそうした情報交換ということについては、——失礼いたしました



、担当課のほうで互いにそうした情報交換をしているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育所のほうの安全管理マニュアルということでございますけれども、私どものほうで保育所に関しましてのそういう安全管理のマニュアルというまで策定はいたしておりません。ただ、施設へ進入しようとするれば、どのような状況でも進入ができるような形にはなろうかと思うんですけども、今現在保育所の中では、送りが終わりますと、完全に門扉を閉ざさせていただいております。そして、来客者の対応につきましては、インターフォン等で対応を行い、この来客者に間違いはないかどうかの確認も行った上で入園をさせていただいているというような状況でさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、施設内のそういう情報交換の関係の中につきましては、職員会議等でいろいろと情報交換等を行っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） この通知が出されました8月31日ですね、このときに、何が大切であるのかという、やっぱり文部科学省なりの考え方があるわけなんですね。今回、再点検などもしていただいたと思いますけれども、こういった項目を持って点検することによって、気がついた不備が出てくる、また心配なこと、それと状況の変化、こういったものを定期的に点検を重ねていくことによって、よく見えてくるところもある。そしてまた、学校は学校全体が、幼稚園は幼稚園全体が、保育所は保育所全体が、こういう安全管理に対する教師や職員、みんなの意識が高まってくる。そしてみんなでやりましょう、そしてそのことがまた、地域、関係の団体、そういったところにもずっとつながっていくのではないかというようなことも言われているわけなんです。

このことに関しましては、まだ8月31日に点検項目の改定ということで、来たばかりということもあるとは思いますが。その中に、非常にいろいろ、ああ、なるほどと思うようなことも書かれておりました。ぜひとも継続的な点検を重ねていただきまして、やはりみんなで、開かれた学校、開かれた保育所であっても、学校はもちろん、保育所はもちろんのこと、みんなで安全管理については気をつけて行って、斑鳩町の大切な子どもたちを守っていこうという、そういう意識形成が、やっぱり教育委員会が主導になってつくっていけるような状態をぜひお願いしたいと思います。1点目については、それで置いておきます。

2点目なんですけれども、以前にも私地方分権推進委員会に関して、市町村合併などでもいろいろ言ったことがあるんですけれども、この地方分権推進委員会というのは、本来昨年が終結を迎える年であったのを1年延期されたわけなんです、ことしの7月に終了されているんですが、この終了前、6月14日ですね、この地方分権推進委員会から最終報告が出されたわけなんです。その最終報告を見ていきますと、この1年延期した中の最も私たちが懸案としていた事項、国と地方の関係の中での税財源委譲の問題ですね、この税源委譲の問題について、報告の中では、「歳入中立」という聞きなれないような言葉で考え方が示されていたわけなんです。

これに関しまして、私も私なりにいろいろ考えたわけなんですけれども、これに関しまして、町としてどのように受けとめておられるのかということが非常に私自身気になったものですから、今回この質問をさせていただくことにしたわけなんですけれども、今後最終報告を受けてどういうふうな方向に流れていくのか、そして地方自治体として斑鳩町はどのように受けとめているのかというところだけ、本当のアウトラインになると思いますが、そこをお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方分権推進委員会の最終報告の中で述べておられます「歳入中立」とは、現在の租税負担率に制度的な変更を加えないで地方財源の充実を行う場合、税源委譲によって地方の歳入がふえたときには、それに見合う額を、少なくとも国庫補助負担や地方交付税のほうで削減していくというものでございます。

これによりまして、地方自治体の財政の自由度が高まり、自己責任も大きくなってまいります、懸念されますことは、地方に財源委譲をした場合の地域間格差の問題でございます。この問題については、財源委譲の方向性について、最終報告の中でもいろいろと述べられておりますが、まだ不透明感を残しておきまして、今後の国における議論、また地方6団体の動向を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） あえて、私、まだ方向がはっきり定まらないのにこの質問をさせていただいた中には、常々斑鳩町が地方自治体としてこの斑鳩町の住民の皆さんを守る立場で、やはり必要であるならば、県や国に意思表示、しっかりとした住民を守る立場での意思表示もときにはしていただかなければならない、この思いが強いものですから、今後のこの動向を見ながら、地方自治体としてしっかりと住民の皆さんのためにも

、声を上げていっていただける場面ではぜひ積極的に声を上げていただきたいということをお願いいたしまして、次に移らせていただきます。

3点目です。委員報酬について。

この委員報酬につきましては、私自身もこれまで種々の委員などの経験をさせていただく中で感じてきたことなどが根本にありまして、この委員会、審議会、協議会の報酬、これらが定額で支払われているものと日額で支払われているものがあるんですけども、これに関しましての設定について、どういった根拠に基づいてこの設定がなされているのか、そして斑鳩町ではその根拠以外にも何か考え方を持ってこの設定をされているのかということをお聞きしておきたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 報酬につきましては、地方自治法第203条の第2項で、議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給する旨の規定がされているところがございます。委員会等の委員に支給される報酬は、生活給としての意味を有するものではなく、勤務日数に応じてその勤務に対する反対給付として支給されることが基本であるとされております。

また、同じく地方自治法203条の第2項のただし書きに書いておりますが、条例で定めれば、日額とせず月額または年額による支給方法も可能であるとなされております。このことは、勤務の実態や職務の種類等に応じて、また財政状況を勘案した上での地方公共団体が独自で定めることができ、当町では、基本的には日額報酬として支給することを原則といたしておりますが、一部の委員会等で、開催に係る実態に即した形で、月額報酬あるいは年額報酬としているものでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 財政状況ということが総務部長の答弁の中に出てきたわけなんですけれども、私もそここのところが少し引っかかるんですけれども、せっきくのこの委員会、協議会、審議会、斑鳩町が政策を立案する上でいろいろな方々からいろいろな意見をお聞きするというような意思形成をするために持たれているものも多いはずなんです。

ところが、開催状況を見ましたら、年に1回とか2回、それで十分機能を果たしているかなと思われるものもあると思うんです。けれども、私どうも不十分じゃないかなと。特に予算などに関係してくる施策などをやっぱり立案していくのに、もっと委員会

の意見のくみ上げをすべきではないか。それとも、今までやってきた施策の改善をしていくべきではないかということなんかについても、やっぱりいろんな意見を聞かせていただくという、そういうような場になっていない委員会がやっぱりあるのではないかなというふうなことが気になっているんです。

私自身は、やっぱり前からいろいろ言っていますけれども、こういった委員会、協議会、審議会が形式化されていないか、形骸化されていないかという心配をしているところなんですけれども、この件に関しまして、今後見直しの可能性、これらの委員報酬などについての見直しの可能性であるとか、報酬審議会の開催予定などは、今のところあるのか。そして、私が今申し上げました、形式化されていないかという心配に対しての町の考え方をお聞きをしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 委員会等の報酬の予算につきましては、過去に審議された実績を勘案した予算計上でおおるところでございます。審議内容を見まして、予定していた回数で終了しない場合につきましては、十分な審議をしていただくというためにも必要な予算措置をしなければならんとは考えております。

そうした中で、報酬審議会を開くかどうかという話でございますが、現在のところ、報酬審議会は今の段階におきましては、特に開催する考えは持っていないわけでございます。

また、形骸化されていないかという話でございますけど、それぞれの必要な審議会という中にありまして、必要な審議をしていただいていると考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 一応総務部長のご答弁、そういうふうにご答弁いただいたという事で、了解はできませんけれども、一応ここではそれで置いておきます。

それと、もう1点、ちょっとこれはお願いなんですけれども、先ほど学校の安全管理の中での項目がいろいろあるということをお申し上げたんですが、これ見させていただきましたら、常に青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換ということで、これだけじゃなくて、もうこっちの項目にも一ぱい出てくるんです。それで、青少年教育団体等地域の関係団体との連携とか、そういったものについてのこともあわせて、ちょっと今後のこと、先ほども見直しのこのことについて言いましたけれども、こういうことも含めまして、そのときそのときに起こっている大切な問題にかかわる委員会や

協議会、審議会があるのであれば、積極的に開いていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次、4点目に移らせていただきます。

介護保険についてということで出させていただいているわけなんです、介護保険につきましても、私毎議会このように一般質問で出させていただいているんですけども、今回につきましても「保険料の減免について」ということで挙げさせていただいております。平成12年度の決算の資料の中にも、監査委員さんの意見書にもございました。65歳以上の方の普通徴収では、94.9%の収納率であると。12年度を終わった時点で、5.1%の滞納の状況が見られているわけなんです。

私も以前から申し上げてまいりました。大変な方がいらっしゃるのではないかとという心配をずっとしてきたわけなんです。それが今度10月から保険料が上がりますね。その上がることにつきましても、7月から料金の徴収票を送付して啓発、啓蒙に努めているところであるというふうに報告をされているわけなんですけれども、この保険料の減免につきましても、前回の質問のときにも少し触れていたと思うんですけども、お隣の平群町の介護保険運営協議会、こちらのほうの動向を見ておいてほしいということをお申し上げていたと思うんです。近隣でやっぱりそういうふうな取り組みがあれば、研究をしてほしいということでお願いをしてきた経過があると思うんです。その運協が、最終的な答申を出したと思うんです。まだ9月は平群町で、議会のほうの進行状況との関係で議決はされておられませんので、まだ明らかに正式に平群町のほうでこういうふうになりましたとは言えない状況にあると思います。けれども、運営協議会のほうが出した答申というのは、もう出ているはずなんです。

これにつきましても、担当のほうはもうご存じでしょうか。ご存じであれば、そのご存じの範囲、これはまだ決定ではないけれども運協の答申であるということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員が申されてますように、お隣の平群町におきまして、介護保険運営協議会が開催をされた中で、保険料の段階の第1段階、そして第2段階のうちで、世帯の収入等が低い被保険者の保険料を軽減する方向をまとめられました。そして、それを保険者へその旨報告をされた。現在、保険者のほうで検討をされているという段階までお聞きをいたしているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 私自身も、そのことを耳にしたものですから、運営協議会のメンバーの方に、細かいところまでの話を少し聞いているんですけども、これはまだ決定はしておりませんが、いわゆる基準ですね、基準の設定が、今部長が言われたように、第1、第2段階の中で、1人世帯で収入が120万円以下について、そして2人以上の世帯であればそれプラス60万ずつ加算された額ですね。その額についてを基準、大体の目安としているんだということ。そして、軽減については、運協としては2分の1の減免という形を答申しているということで、そしたらその対象の人数はどの程度になるのかと言いますと、平群町は3,800人いらっしゃるらしいんです。3,800人中、こういうふうに設定した場合、約500人ぐらいがそこに当てはまってくると。そしたら、その500人ぐらいの方が当てはまると、幾らぐらい町は負担をしなければいけないのかというと、約320万程度ですと、半年で。今からですから、10月からやると半期分になりますので、そしたら320万、今年度についてはそれぐらいになるだろうと。来年度になると1年分ということになるから、これの約倍というふうな考え方だというふうなことになっていると思うんです。

私自身も聞いて見ましたら、金額的には、印象としてはもっとたくさんのお金が要るものなのかと思っていたんですけども、意外にも、ああ、それぐらいなのかというふうな印象があったわけなんですけれども、介護保険に関しましては、町としても当初見込んでいたよりも利用の状況低いんですね。認定を受ける方も低いし利用の状況も低いということもありまして、今後やっぱりこれから高くなって行って、そして滞納の状況もやっぱり、私は前から言っているように、悪質滞納でない方の場合、本当に困っていて払えないという方がどの程度おられるのかということ、そういうことを担当としてはできるだけ把握するようにしてほしい。そして、お金がかかることによって利用が控えられているんじゃないかという心配、そういう視点を持って調査をしてほしいということはずっと言うてきていると思うんですけども、今後やはりお隣の町でこういうことが決定されていくとなりましたら、やはり斑鳩町でも研究をしていただいて、さらに踏み込んでこのことについては考えていっていただけないかなというふうに思うんですけども、一応それに対するの答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保険料の減免につきましては、以前からもお答えをさせ

ていただいております。町といたしましても、この介護保険は制度上の法律に定められた制度ということでございますので、保険料の減免等低所得者に対します配慮につきましては、制度全体の中で考えるべきではないかと、このようにも思っております。そしてまた、自治体間の不均衡があってはならないものと考えてもいるところでございます。以前からもお答えをさせていただいておりますように、このことにつきましては、町村会を通じまして、国や県に対しましてそういう低所得者対策を要望してまいりたいと、このようにも思っております。

それと、平群町の関係でございますけれども、平群町が運協からいただかれて今現在検討をされている事案につきましては、平群町で具体的にどのような方法がとられていくのかというようなことも踏まえまして、それが実施された後の効果などにも注意をしながら見守っていききたいと、我々としてはそのように考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 10月からの保険料が一気に倍になるということの中でも、滞納の状況、先ほど申し上げました12年度の決算状況の後どのように変化するか、そういうところも見ながら、本当に斑鳩町の、またお年を召した方々が——お年を召した方なんかすごく、悪質滞納でない場合ですよ、払いたいけれども払えないということになって、非常に二重に心を痛められるんじゃないかという私は心配があると思うんですね。ですから、そここのところを研究、先ほど申し上げました視点に立った調査研究も、やはり担当としては続けてやっていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、2点目なんです、サービス事業者の評価についてなんです。

今、ちょっと調べて見ましたら、サービス事業者の評価については、自治体だけではなくて、厚生労働省も制度づくりに取り組んでいるという状況にあるというふうに聞いているんです。

なぜこのことを言うかと言いますと、私もいろんなものを見ていましたら、北海道自身が北海道独自にこういう評価サービス制度の立ち上げをしてはるということなんです。これは、やはりサービスの質の向上とか、介護保険でうたわれている理念の1つやと思うんですが、利用者の選択の利便性、選択できるということをやったはるわけですから、選択する利便性、選択しやすいということをやったりやっつけていかないとイケない

いと思うんですね。そして、評価結果をやはり自主的に公表する。そして、事業者がみずから、やはり利潤を追求するだけの事業者ではなく、やはり福祉に貢献する事業者であるという、事業者みずからがそういうふうな姿勢を持ってもらいたい、こういうことが言えると思うんですね。

北海道なんか取り組んで独自に決めたということなんですが、奈良県ではこういうことについてはどのような動きになっているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思うんですけども。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員のご質問で、県下の状況という形で、それとも奈良県自体の取り組みの状況ということで。――両方ですか。

県下のまず状況でお答えをさせていただきますけれども、県にお聞きをする中では、各市町村では、現在その関係につきまして取り組んでいる市町村は、今のところないということでございます。

奈良県におきましても、一応今のところは取り組んではおられないんですけども、先ほど議員も申されてましたように、国のほうでそういうチェックリストを作成することで動いておられるということを受けて、県のほうも、また我々のほうにいたしましても、そういう厚生労働省からのチェックリストの完成を待っているというような状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 奈良県というところはいつもそうなんですね。何があっても、いつでも国の方向を待っている。自分らで研究しようという姿勢が見られないんですね。北海道やったら、自分らで研究してそういうものをつくっていかうと、やっぱり新しい制度に対して住民が利用しやすいようにということで、事業者にも意識を持ってもらおうということで北海道は取り組んだということなんですね。奈良県というところは、いつもおくれてます。それで、特にこの介護保険、私ずっと質問してきてますけど、本当に県の取り組みが非常に悪いように思うんですね。

ですから、もっと積極的にやっぱり働きかけていただきたい。そして、効果、目的として、さっき私が言ったような、やっぱり介護保険を利用される方の利便性、こういったものを考えていただいて、そしてやっぱり事業者の姿勢、こういったものを考える中で、ぜひとも早急にこういうことをやっぱりやっていかうやないかという声を上



げていていただきたいと思います。

ただ、うち1町だけが県に何ぼ言うても、県はなかなか動かないということもよくわかっておりますけれども、やはりどこも声を上げないという状況では、なおさら悪くなりますので、こういうときにはぜひ声は上げていていただきたいというふうに思っています。

それと、その次の「自作ケアプランについて」なんですけれども、これにつきましては、京都市のある市民グループがことしの1月に、自作ケアプランのための手引書というのをつくったというのを私も見させていただきましていろいろ調べたんですけれども、それを見てふっと、ケアプランというのは、自分でつくってもいいものなんだということは私もわかっておったわけなんです、斑鳩町では現在、ケアマネージャーさんをお願いせず自分でケアプランを作成されている方がおられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご本人さんがケアプランを立てられたということではなしに、家族の方がケアプランを立てられたという方で1名の方がおいでになります。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 斑鳩町には、そういった自分でケアプランを立てるとなると、こういうふうな立て方でできますよというようなものは、説明できるものというものは、用意はされているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 書面的にそういう形のもののございませんが、口頭での説明でそういう形で、利用者の方々につきましては、そういう形でのご説明はさせていただいております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 先ほど申しましたけれども、介護保険の利用の状況というのは、認定審査利用状況を見る中で、当初の予定よりも低い状況に推移していると思うんですね、今現在。ですから、そういったものを積極的に、介護保険を利用しようとする人にとって便利のいいものというものにつきましては、研究しているんなものを用意していただきたいなと思っているんです。これを、こういうふうにつくれますよというようなことを案内することによって、さらに介護保険の内容をわかっていただける、

理解していただける。そしてまた、自分で自分の意思で、また家族の意思で、どこの施設がいい、ここの施設がいいというような選び方ができるということ、そういう制度が、やっぱり制度的に新しい制度ですから、皆さんにわかっていただく、ケアマネジャー頼みでしか入所ができないんや、利用ができないんやではなく、自分自身でも選択して利用できるんであるということなんかも、多分ご存じのない方もいらっしゃると思うんです。

ですから、そういうことも含めて、樂かしんどいかは別としまして、ケアマネジャーにお願いしたら楽やとか、自分でやったらしんどいとか、そんな問題は別として、それはその人個人個人が考えることであって、感じることでありますから、ケアマネジャーに頼みたくない、家族で立てたいという方もあるかもわかりませんので、また一度課のほうでも、そういったことで十分話し合っただけいたらと思ってます。答弁求めておきます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどのご質問に対しまして、口頭でと申し上げましたが、私のお答えの間違いで、申しわけありません。作成方法とか記載例なんかは、そういう形で書面をもって説明をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。また、サービス事業者の情報提供なども、そういう形で、できる限り今後ケアプランの作成には協力をさせていただきたいなとは思っているところでございますし、一応認定時には、要介護、今ケアプランの関係、自分で作成ができますよということにつきましても、説明はさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） わかりました。時間がありませんので、次に移らせていただきます。

5番目なんです。先日宮城県の鹿島台町で起こった事件ですね、26歳と32歳のきょうだいの餓死事件です。これは、私も知ったときには非常に大きな衝撃を感じましたけれども、これをじっと考えていましたら、今の日本が抱えているいろんな問題が複数で含まれているような感じがしたわけなんですね。いろんなニュース、そして新聞報道を見てまして、行政の対応ってあれしかなかったのかなというふうに思ったんですが、当町としてはどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私も新聞報道等で知ったところでございますけれども、それを受けてしか申し上げられないんですけれども、行政のほうに近隣の住民の方から通報があって、それでなおかつ行政のほうが対応しきれなかったというようなことでああいうような状況に陥ったというようなことも報道もされておりました。このような中で、我々といたしましては、若年層とか中年層に対しましても目を向けていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

当町といたしましては、住民の方々からどんなささいな通報でも、それらを調査をいたしまして、また地域におられます民生委員さんとも協力をする中で、放置するというような状況をつくらないように対応をしていきたいとは思っているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 私、そのことでちょっといろいろ調べましたら、昨年2月に栃木県の宇都宮市で、29歳の無職の女性が2歳の子どもさんを衰弱凍死をさせたという事件がありました。あのときも、本当に私もショックだったんですけれども、実はそのときに、いろんなマスコミや世論の意見があったということで、平成12年4月13日付で厚生省が、当時の厚生省ですね、水道整備課が都道府県水道担当課長あてに通達を出していると思うんです。その通達というのは、本当に細かく書いてあります。私、その通達を見てびっくりしたんですね。通達と言ってもこんなに丁寧に細かいところまで書いてあるんだなと思ってびっくりしたんですが、この通達の中にあることは、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つである、水道料金滞納を理由にした機会的な給水停止をすべきではなかった、今後はそういうことをしないでほしいと。やはり、関係部局との連絡、連携体制を強化して、地域の実情に応じて適正に運営してくださいという、水道事業者に対しての通達があって、そこには、督促状を送る場合であっても、○月○日に給水停止を行いますと、けれども、本当に生活に困窮されているのであれば、ある方はどこどこへご連絡してくださいということを申し添えてはどうかなどというような意見も検討しているんだと、提案されたというようなことまでこの通達には書かれているわけなんですね。

ですから、これに関しましても、その後ことしの2月にもありましたね、大分県で電気がとめられていて、中3の男の子が受験勉強をするのにローソクの火でやっってはって

火事になって焼死しはったという事件もありましたね。あれが起こってからも、さらに厚生労働省、ことしに厚生労働省社会援護局保護課から通達が出ていると。水道電気業者との連絡、連携の強化を求めるといふ通達が出ているというふうに、私ずっと調べていきましたらなってます。ですから、今後そういったところにつきましても、きちんと連携をとっていただく。単に督促状を出されてということではないようにしていただきたいと思いますなど。

参考までに13年度の上水道課という形で、督促状催告書に入れられている文書を私いただきました。これには、そういったことはやはり触れられておりません。ですから、やはり今後こういうことに関しましても、担当部局だけの問題ではない。やはり行政が連携をとって、そういうことがないように、不幸な事件がこの斑鳩町で起こらないように最大の努力をしていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思います。

それでは、次、6点目に移らせていただきたいと思います。

教育3法の改正についてということで挙げさせていただいております。この教育3法につきましても、私自身も、是とするところ非とするところいろいろあるわけなんですけれども、今回地方教育行政法のほうで2点聞いておきたいと思います。

先ほど少し午前中の質問者にも、教育長の答弁の中にあつたかなとは思いますが、今回地方教育行政法の中で、47条ということで、不適切な指導をする教員に対する配置転換のことであるとかつけ加えられているわけなんですけれども、この問題につきましても、非常に私自身納得がしにくいわけなんですけれども、ここ2、3年かけて各都道府県では、指導力不足等の教員などを含めた人事管理のあり方に関する検討委員会というのが設けられて調査研究が行われているところだと思うんです。まだそれが終わっていない、研究している途中やのに、先に法律だけこないして出てくるというのが、どうも私納得ができないし、どうもこのことにおいて何か恣意的に配置転換を可能としているような気がしてならないわけなんです。

これに関しまして非常に問題点いろいろ抱えていると思うんですけれども、法の執行は来年でしたかね、いつからが行われるというふうになっているのかな。この状況でその体制が間に合うのかどうか、まだ研究していた途中やっただと思うんですけれども、このところを教育委員会としてはどんなふうにお考えになっているのか。――すみません、書いてました、7月11日公布で来年の1月中ごろ施行予定ということですね。そういうふうになっているんですけど、これ間に合うのかどうかというのが、私もちょっ

と気になっているところなんですけれども、簡単に結構です、この問題につきまして、どのような考え方、斑鳩町の教育委員会としてお持ちになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この件については、午前中の議員さんにもご説明申し上げておりますので、詳しいことは省略させていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、あくまでも教職員については、県費負担教員ということでございますので、県の職員という扱いでございます。そうした中で、この不適切な教員の対応につきましては、県教育委員会が要綱を定めてそれを実施すると、こういうことでございます。

斑鳩町でそしたらどうするのかということでございますが、今も申し上げましたように、斑鳩町で派遣されている先生方については、斑鳩町のほうでいろいろご指導なり対応をしていくわけでございます。そうした関係から、県教育委員会と町の教育委員会は十分連携をとりながら対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

そうした中で、先生方が病気とかそういうことではいたし方ないことでございますが、通常勤務する中で、やっぱり教員としての資質をしっかり持っていただく、あるいは指導力を十分研さんして蓄えていただくということが大事であるというふうに思っておりますので、教育委員会としても、いろんな研修会に派遣し、また町の中で研修会を開催しながら対応していきたいというふうに思いますし、また常日ごろ校長と十分懇談する中で、その先生に対する指導助言を十分行いながら、保護者から信頼される先生になっていただくように指導助言をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 午前中の質問者に対しまして、どういう先生が指導不適切かということの具体例を、3つありますということで教育長述べられたと思うんですね。ところが、何というんですか、これの判断ですね、本当に難しいんじゃないかと。ひょっとしたら指導が不適切に該当しない教員が指導力不足教員と判断される危険性はないのかという、私は心配をするわけなんですね。

それはなぜかといいますと、さっと言いました各都道府県で2、3年かけて指導力不足教員等の人事管理のあり方に関する検討委員会が行われたと。そのまとめが出てい

るところでは、例えば不適切な教員として、どういう具体例、対象を挙げているかというたら、埼玉県、自信過剰、偏屈、愛情が不足。神奈川県、生徒に対するセクハラまがいの言動や体罰まがいの行為を繰り返す。高知県、体調を崩し休暇休業をとる。こういった例が挙げられています。

これを国会で追及しはったんですよ。こんなふうに具体例として出している県があるやないかと、これらはどうなんだという、文部科学省の委員会で矢野局長は、これらは指導不適切な教員に該当しないと答弁したらしいんです。こんなことで十分この制度、本当に教育というところ大切な分野ですけれども、こんなんでも本当にだれが一体不適切やなんて判断できるんやろう、こんなことで不適切というふうな判断をされるような状況にあるというのは、非常に、国会でも十分に議論できてない、十分に示されていない、そんなものが地方で決めれるんかという心配を私はするわけなんです。

それで、今教育長おっしゃったように、研修等必要な措置を講じますと。そしたら、指導力向上につながるような研修というたら、一体どういうものなのかという追及をされたら、国レベルでもきちんとしたこの法が採択されるまで、結局内容を示せてないわけなんです。今なお示せてなくて、こう来ているわけですよ。

それで、都道府県によって実態があるということでは、担任を外した。外した教員、そして配置転換を行おうとした教員、非常に極端な例も出てきてます。もう1日草取りばかりやらされている教員、それから極端な例、これは私ちょっと記事で見ただけなんです事実確認はできておりませんが、ビアホール勤務になった教員があると。これは、転職先にあきがある場合はされるけれども、あきがない場合にはされないという、そういった矛盾なんかがあるということで、この辺の整理とかそういったことも、これからのことですので、きちんと奈良県の教育委員会として、そして斑鳩町の教育委員会として、この問題については非常に慎重な取り組みをしていっていただきたいし、県に対しましてもきちんと斑鳩町の教育委員会として、はっきりいろんな意見を上げていっていただきたいとは思っているわけなんです。

ですから、この件に関しましては問題点がたくさんあるというご認識を、そういう意識を持って県教委との協議をやっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それでは、もう1点ございます。「教育委員会の構成の適正化について」ということで出されております。ここでは、先ほどの質問者にも触れられておられましたけれども

、教育委員会の構成の適正化を図り、委員に保護者が含まれるよう努めなければならないとしているということで、先ほど性別、職業、年齢などさまざまばらつきを持たして教育委員会としては十分に対応しているかのように教育長のご答弁を私は聞いたわけなんです。それにつきまして、私自身は、本当にばらつきのある状態で委員構成をされているとは感じてませんし、そして保護者が含まれるようにと書かれておりますが、せめて保護者の感覚をお持ちになった方というぐらいの方が入られていてもいいのではないかなというふうに感じているわけなんですけれども、先日人権擁護委員会の選出のときに、最初の1回目の選出に当たっては、年齢などの制限もあるというふうにお聞きしたりはしてたんですけれども、教育委員につきましては、うちは公選制をとってはおりませんけれども、特別教育委員としての選出に当たっては、何ら制限、制約というものがないのかどうか、それと今後のあり方、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特に年齢とかそういったものについての制限は、教育委員会の選任に当たってはございません。

今も、保護者代表というような話も、確かに今回の教育改革の中でうたわれているわけですが、そうした中で、斑鳩町としては従前から、年に1回ないし2回各学校の保護者代表——PTAの皆さん方と委員長、そして私、また事務担当者とともに懇談会をしながら、PTAあるいは保護者としてのご意向も聞かしていただいておりますし、もちろん委員長も出席して、そうした思い、意見というものを十分聞いていただいて、保護者の意向というものもとらえさせていただいているところでございます。

今回の委員構成につきましても、年齢、性別等についても、十分配慮されていると、私は適正であるというふうに思いますし、やっぱりそうした教育にかかわる意欲のある委員の皆さん方、あるいは教育経験のある先生の方、そうした方がお入りいただいて、やはり斑鳩町の教育充実のためにご尽力をいただいているということでございますので、よろしくお願ひ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 時間がありませんので、申しわけありません、もう7番に移らせていただきます。

7番なんですけど、あえてこの7番目を入れさせていただきました。「総合計画に基づき関連した町が策定しているその他の計画についての考え方はどうなっているのか」と

ということなんです。

私自身、この策定の状況が心配な計画もあるというふうな認識を持っていることからこの質問を入れさせていただいたわけなんですけれども、これについてご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町が作成いたしております各分野の計画につきましては、福祉分野では、障害者計画、介護保険事業計画、老人保健福祉計画、環境分野では、ごみ減量化・資源化計画、一般廃棄物処理計画、都市基盤の分野では、都市計画マスタープラン、道路5カ年計画、観光産業の分野におきましては、歴史街道計画整備プラン、農業振興地域整備計画、その他の分野といたしましては、地域防災計画や男女共同参画づくりに向けての女と男が輝く未来計画などが策定されております。これらの各分野の計画につきましては、それぞれ関係する諸制度等の整合性を図りつつ、総合計画に掲げるまちづくりの実現を図ることを目的に策定を行っております。

また、各計画内容につきましては、関係する諸制度の改正や社会情勢の変化などに対しまして、必要に応じて見直しを行うことにいたしておるものでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） これら整合性を持たしてきちんと住民が皆わかるような形で計画の遂行をぜひお願いをしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明8日、9日、10日、11日、12日は休会、13日は決算審査特別委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時22分 散会）